

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月30日

【計算期間】 第5期（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

【ファンド名】 日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM
(Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM)

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 加 茂 政 司

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り 9 A
(9A, Rue Robert St ümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 下 瀬 伸 彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注1) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨および円貨をもって行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注3) 本書の中で、会計年度とは毎年1月1日に始まり12月31日に終了する1年を指す。ただし、第1会計年度は、平成18年8月1日に始まり平成18年12月31日に終了する期間を指す。

(注4) 「ROCKEFELLER」は、ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクによりライセンスされたサービス・マークである。本ファンドの正式名称は上記の通りであるが、技術上の理由でやむを得ず表示できない場合は、「日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド (SM)」または「Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund (SM)」と表記することがある。また、日本において、本ファンドの名称について、「日興オフショア・ファンズ」を省略することがある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興オフショア・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラストは、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された2008年3月27日付基本信託証書の補遺により補足された2006年2月1日付基本信託証書（以下「基本信託証書」という。）および追補信託証書（以下、特に断わらない限り、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて設定される。

本書に基づいて募集を行うシリーズ・ユニット・トラストは、日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「サブ・ファンド」という。）である。受益証券の基準通貨は、日本円とする。

各シリーズ・ユニット・トラストの信託財産を形成する資産は、それぞれのシリーズ・ユニット・トラスト毎に分別管理され、各シリーズ・ユニット・トラストに帰属する負債は、他のシリーズ・ユニット・トラストの負債と分離されている。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書に定める規定の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める規定と（b）基本信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書の規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先する。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立したユニット・トラストとしてその他のシリーズ・ユニット・トラストを設定する権限を有する。

サブ・ファンドである日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSMの投資目的は、長期的に元本の維持および合理的な成長を目指すことである。

サブ・ファンドは、金融商品取引法および関係する政省令に定める「ファンド・オブ・ファンズ」である。

サブ・ファンドは、法律、責任その他の理由から、すべての資産を単一のトレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資する。トレーディング・カンパニーは、受託会社がサブ・ファンドの受託会社の資格において完全に保有し、代理するものとし、また、トレーディング・カンパニーの投資証券はサブ・ファンドの資産の一部となる。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

b. ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行

会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成18年2月1日から149年間継続する予定である。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、それぞれに独立したファンドのシリーズ・ユニット・トラストとしてその他のシリーズ・ユニット・トラストを設定する権限を有する。

受託会社は、管理会社の指示に従って、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を指定し、発行するとともに、以下の方法などを含めて、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する権限を有するものとする。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命したサービス提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料などを含むが、これらに限定されない。）を各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該シリーズ・ユニット・トラストに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

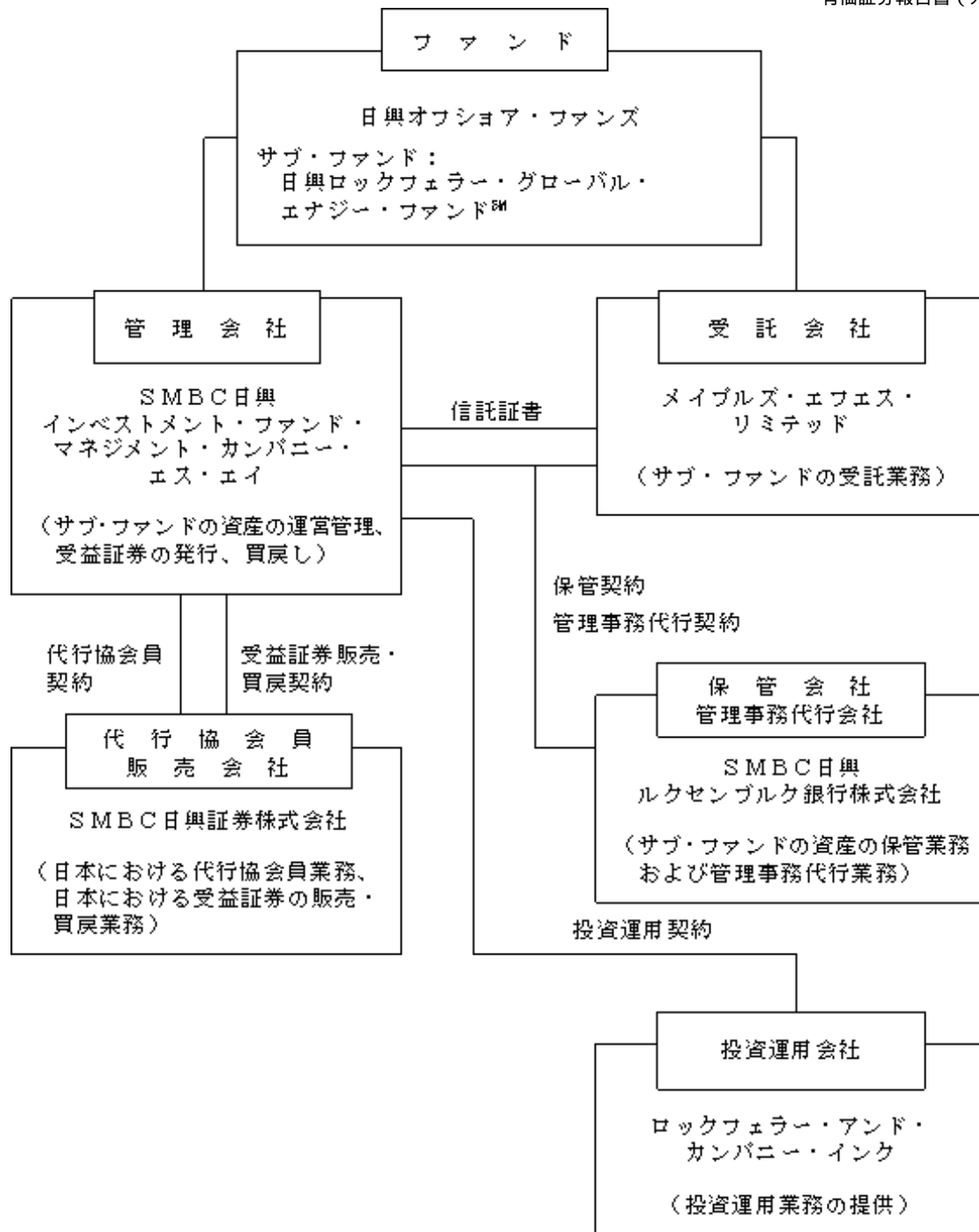
日本における受益者は、販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

(2) 【ファンドの沿革】

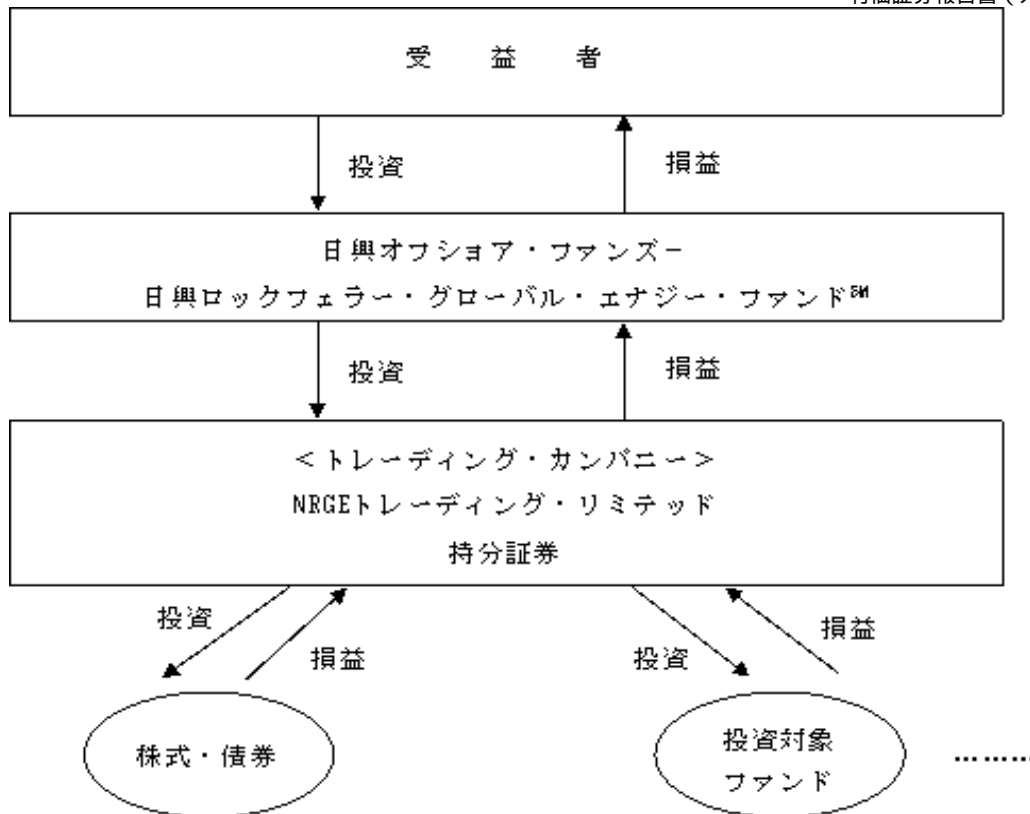
- 平成4年2月27日 管理会社設立
- 平成18年2月1日 基本信託証書締結
- 平成18年8月1日 追補信託証書締結
- 平成18年8月21日 サブ・ファンドの募集開始
- 平成18年8月31日 サブ・ファンドの運用開始（設定日）
- 平成20年3月27日 基本信託証書の補遺締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



サブ・ファンドは、金融商品取引法および関係する政省令に定めるファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	受託会社との間で平成18年2月1日付で基本信託証書（改訂済）を、平成18年8月1日付で追補信託証書を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運営管理および受益証券の発行、買戻しを行う。
メイプルズ・エフエス・ リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	管理会社との間で平成18年2月1日付で基本信託証書（改訂済）を、平成18年8月1日付で追補信託証書を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S. A.)	保管会社 管理事務代行会社	平成18年2月1日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 平成18年2月1日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。

S M B C日興証券株式会社	代行協会員 販売会社	平成18年8月3日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)を締結。日本において代行協会員業務を行う。 平成18年8月3日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。
ロックフェラー・アンド・カンパニー・インク (Rockefeller & Co., Inc.)	投資運用会社	平成18年8月1日付で管理会社との間で投資運用契約(注5)を締結。投資運用業務を提供する。

- (注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。
- (注2) 管理事務代行契約とは、管理会社とその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。
- (注3) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。
- (注5) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成4年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。最終の定款変更は、平成21年11月26日付私署証書によって行われ、平成21年12月16日付で登録が、また平成22年1月13日付でメモリアル公告がなされた。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグL-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9Aである。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等、商事会社に関する基本的事項を規定している。投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」という。)第16章に基づき、投資信託の管理会社としての資格を有している。

() 会社の目的

管理会社は、2010年法第125条に定められる意味における投資信託の管理を行うことを目的とする。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を管理することを要する。管理会社は、投資信託の運営および管理に関連する業務を行う。管理会社は、2010年法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益と考えられるあらゆる活動を行う。

() 株式資本の額

管理会社の資本金は446,220ユーロ(約5,434万円)で、平成23年4月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約3,019円)の記名式株式18,000株を発行済である。

(注) ユーロの円換算額は、便宜上、平成23年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場(1ユーロ=121.77円)による。以下同じ。

() 会社の沿革

平成4年2月27日設立。

() 大株主の状況

(平成23年4月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
-----	-----	-------	-----

S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグL-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A	18,000株	100%
----------------------------	---	---------	------

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改正）（以下「信託法」という。）に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者としめない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

() 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

平成15年11月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に交付するか、または作成および交付を手配しなければならない。年次報告書には、ミューチュアル・ファンド規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を

盛り込まなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、また本規則の要求する情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法(2010年改訂)、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守することなしに事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパースである。ファンドの会計監査は、ルクセンブルクにおいて一般に認められた会計原則に基づいて行われる。

ファンドは、翌年6月30日までに前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期(毎年6月末日に終了する。)終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。

管理事務代行会社は、(a) ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、(i) 当該事実を受託会社に書面で報告し、() 当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a) ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額

- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼすすべての事実、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。いずれの場合も、ファンドは、CIMAに監査済財務書類を毎年提出しなければならない。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的と投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、長期的に元本の維持および合理的な成長を目指すことである。サブ・ファンドは、法律、責任その他の理由から、すべての資産を単一のトレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資する。トレーディング・カンパニーは、受託会社がサブ・ファンドの受託会社の資格において完全に保有し、代理するものとし、また、トレーディング・カンパニーの投資証券はサブ・ファンドの資産の一部となる。

NRGEトレーディング・リミテッド

受託会社は、サブ・ファンドの受託者としての資格において受託会社が完全に保有する会社として、NRGEトレーディング・リミテッド（以下「NRGEトレーディング」という。）というトレーディング・カンパニーを設立している。サブ・ファンドのすべての投資資産はかかるトレーディング・カンパニーが保有し、これを通じて取引される。

ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクは、別途締結される投資運用契約に基づいて、NRGEトレーディングが保有する投資資産の運用に責任を負う投資マネジャーに選任されている。NRGEトレーディングの投資資産はサブ・ファンドの投資資産が運用されているのと完全に同一の基準に従って運用される。したがって、NRGEトレーディングの投資目的、投資制限およびリスク要因は、サブ・ファンドに関するものと同様であり、その詳細は本書に記載されている。

NRGEトレーディングの投資証券はサブ・ファンドの資産の一部を形成する。サブ・ファンドの受益証券が購入された場合、受託会社はサブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額のNRGEトレーディングの投資証券を購入する。サブ・ファンドの受益証券が買い戻された場合、受託会社はサブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額のNRGEトレーディングの投資証券を償還する。したがって、NRGEトレーディングの投資証券の価格評価、発行および買戻しの時期はサブ・ファンドの受益証券の評価、発行および買戻しの時期と完全に一致する。NRGEトレーディングの投資証券の当初最低購入価格は100,000,000円である。

NRGEトレーディングの投資証券の基準通貨は日本円である。

投資運用会社は、エネルギーの生産および販売に従事している大企業のほか、エネルギー産業を支える製品の製造もしくはサービスの提供に従事し、またはその他の方法でエネルギー産業に関係している（以下「エネルギー関連型」という。）企業の発行する株式および債券にNRGEトレーディングのために投資することにより投資目的の達成を目指す。エネルギー関連型の企業には、石油、天然ガス、石炭のほか再生可能エネルギー（地熱、バイオ燃料、太陽光、風力等）の調査、生産および販売の事業を行っている会社が含まれる。

また、エネルギー関連型には、独立した電源による発電、ならびに発電、監視、調整および配電のすべての局面を含む発電技術による発電（燃料電池、マイクロタービン、原子力、超伝導体、無停電電源装置等）が含まれる。さらに、エネルギー関連型には、エネルギーの開発および利用の際に使用される工業機器の生産またはそれに関連するサービスの提供に従事している企業が含まれる。

NRGEトレーディングは、上記の証券に直接投資することも、かかる証券への投資を投資方針とするファンドの受益証券または株式に投資することもある。投資資産は、異なる通貨建ての資産の組み合わせによる。NRGEトレーディングの株式投資は、普通株式への投資が主だが、優先株式や普通株式に転換可能な証券への投資も可能である。債券投資については、日本または外国の発行体の債券（格付が低い高利回りの証券を含む。）、資産担保証券、変動金利証券、日本国政府、その機関もしくは下部組織によって発行もしくは保証された債券（モーゲージ関連証券を含む。）、または短期金融商品（満期が13ヶ月以内の債務）（短期国債、事業債および銀行債、コマーシャル・ペーパーを含む。）に対する投資が可能である。NRGEトレーディングが投資を行う債券部分の平均信用格付けはA格以上である。また、通貨および現金等価物も利用することができる。

上記に加えて、投資運用会社は、株式と債券からなる伝統的なアプローチを補完する投資手法となりうる伝統的な投資対象とは異なる投資対象にNRGEトレーディングの資産を割り当てることができるが、これは義務ではない。投資運用会社は、そのような伝統的な投資対象とは異なる投資対象は、特に、伝統的な株式ポートフォリオを補完し、またはその分散方法として捉えられる場合、より魅力的な収益見通しをもたらすことになると考えている。かかる投資戦略は、効率的な運用を図るため、一または複数の私募の集合投資スキーム（リミテッド・パートナーシップ、有限責任会社もしくは投資信託など）を通じて、または「ファンド・オブ・ファンズ」構造を有する単一の投資対象を通じて行うことが可能である（以下、上記を「ヘッジ・ファンド」と総称する）。ヘッジ・ファンドが用いる伝統的な投資戦略とは異なる投資戦略には、イベント・ドリブン（event-driven）、合併裁定取引、転換社債裁定取引、統計裁定取引、ディストレスト・セキュリティーズ（distressed securities）、ハイ・イールド債、エマージング・マーケット、モーゲージ担保証券、ロング/ショート・エクイティ、商品、先物および通貨が含まれるが、これらに限られない。投資運用会社は、NRGEトレーディングのリスク・リターン見通しを改善するために適切な場合には、ヘッジ・ファンド配分を変更することができる。

NRGEトレーディングの参考資産配分比率は、以下のとおりである。

- ・ 50%から100%：世界株式および関連証券
- ・ 0%から50%：債券（現金を含む。）
- ・ 0%から50%：ヘッジ・ファンドまたは流動性の低い証券（流動性の低い証券の場合は15%を超えない。）

投資運用会社は、不利な市場、経済的または政治的状況が生じた場合にこれに対処するための一時的な防御策を講じる場合には、上記の配分比率を変えることができる。その場合、NRGEトレーディングは、資産の相当の部分を現金または投資適格債の形態で保有することができ、投資目的を追求しなくてもよいことがある。

サブ・ファンドへの資金の流入およびサブ・ファンドへの資金の流出の結果生じる小額の現金を運用するため、ならびにかかる現金をNRGEトレーディングの長期的投資目的に適合する形で効率的かつ即時に運用することができないと投資運用会社が判断する場合にマーケット・エクスポージャーを維持するため、

投資運用会社は、NRGEトレーディングのために、取引所で取引されているファンド(以下「ETF」という。)に投資することができるが、これは義務ではない。かかる投資はその性格上、短期的なものである。

投資運用会社は、全般的なリスクの管理の一手法として、また投資エクスポージャーを得るために、レバレッジをかけることなく、デリバティブ取引を行うことができるが、これは義務ではない。デリバティブ商品には、カバード・コール・プット(担保付)、ゼロ・コスト・カラーおよび株式スワップが含まれる。しかし、投資運用会社は、NRGEトレーディングのために、ヘッジ・ファンドが行うことができる先物取引または商品取引を行うことはできない。

NRGEトレーディングは、円以外の通貨建ての証券その他の投資対象に投資を行っている範囲で、為替レートの変動に対するエクスポージャーを有することになる。通貨リスクは、投資運用会社がNRGEトレーディングの資産を、ある一つの発行体の証券に投資する割合を決定する際に考慮する要素のひとつであるが、投資運用会社は、ヘッジ・ファンドがそのポートフォリオに関して利用するような通貨ヘッジを現在のところ用いる予定はない。投資運用会社は、長期投資を行う投資家にとっては、通貨の変動は、歴史的に、分散された株式ポートフォリオにおける主要なリスクではなく、長期的な観点からすると、ヘッジ取引に伴うコストとリスクのほうが、そのメリットを上回ってきたと考えている。外国株にかかるリターンにおける通貨の要素は、国際的な投資におけるリターンの分散のための重要な一部分であり、外国通貨は、ある通貨の価格の下落が他の通貨の上昇によって相殺される限度においてポートフォリオ内における分散を図るためのツールとして機能する。ただし、投資運用会社は、今後、NRGEトレーディングに利益をもたらすと判断される場合であって、かつ適切な状況下においては、通貨ヘッジ戦略を利用する権利を留保している。

NRGEトレーディングは、ヘッジ・ファンドが行うような、空売り、借入れまたは貸株取引は行わない。

NRGEトレーディングは流動資産を保有することもできる。かかる資産は、当座口座に預託されるか、一流の発行体が通常、譲渡、発行または保証する短期金融商品の形で保有することができる。

NRGEトレーディングの取締役は、受託会社とNRGEトレーディング間の取締役の提供に関する契約に基づいて、受託会社により、かつ同社から選任される。

現在のNRGEトレーディングの取締役は以下の両名である。

ステファン・ラチェンス

ステファン・ラチェンス氏は、ケイマン諸島、ドバイ、ダブリン、香港、ルクセンブルグ、モントリオールおよびニューヨークに事務所を有するメイプルズ・エフエス・リミテッド・グループの1部門であるメイプルズ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドのバイス・プレジデントである。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、金融ピークルおよび投資ファンドに総合的な受託業務および管理事務業務を提供している。2010年、ラチェンス氏はメイプルズ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドに入社し、投資ファンドおよびマルチ・マネジャー・ファンド、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびユニット・トラストを含む幅広い仕組金融商品に関する業務を行っている。2007年から2010年まで、ラチェンス氏は、バターフィールド・ファルクラム・グループ(ケイマン)リミテッドにおけるシングル・マネジャー・ファンド・チームのマネジャーとしてチームを率いた。2003年から2007年において、ラチェンス氏は、バミューダ諸島およびルクセンブルグのHSBCのオルタナティブ・ファンド・サービスズ部門の上級管理職として進歩的な業務を行った。1995年から2003年までの間は、ラチェンス氏は、カナダおよびバミューダ諸島のデロイトにて多くの金融サービス産業を含む多様なクライアントに対して税務、ビジネスおよび助言サービスを行った。ラチェンス氏は1995年にHECモントリオール大学の経営管理学の学士号を取得。同氏はカナダ勅許会計士協会(Canadian Institute of Chartered Accountants)およびthe Ordre des comptables agrégés du Québecの会員である。ラチェンス氏は英語およびフランス語に堪能である。

ブライアン・イーデン

イーデン氏は、ケイマン諸島、ドバイ、ダブリン、香港、ルクセンブルグ、モントリオールおよびニューヨークに事務所を有するメイブルズ・エフエス・リミテッド・グループの1部門であるメイブルズ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドのバイス・プレジデント補佐役である。メイブルズ・エフエス・リミテッドは、金融ピークルおよび投資ファンドに総合的な受託業務および管理事務業務を提供している。イーデン氏は2009年にメイブルズ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドに入社し、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、マルチ・マネジャー・ファンド、エマージング・マーケット・ファンドおよびユニット・トラストを含む幅広い仕組金融ピークルおよび投資ファンドに関する業務を行っている。メイブルズ・エフエス・リミテッドに入社する以前、イーデン氏は、ケイマン諸島金融庁の投資・証券部門にアナリストとして勤務していた。同氏はマイアミ大学で金融・管理学の修士号および学士号を取得。同氏はケイマン諸島ディレクター協会および反マネー・ロンダリング認定専門家協会の会員である。同氏はまた、反マネー・ロンダリングの認定済スペシャリストである。

NRGEトレーディングは、日本証券業協会の定める規則により外国投資会社として扱われるために、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法(2009年改正)に基づくミューチュアル・ファンドとして登録を行った。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、毎年CIMAに所定の報告及び監査済み会計書類を提出することが含まれる。しかし、一旦登録されると、NRGEトレーディングは、投資活動およびポートフォリオの構築についてCIMAおよびその他ケイマン諸島のいかなる当局の監督にも服さない。ただし、CIMAは、一定の状況下においてはNRGEトレーディングの活動を調査する権限を有している。CIMAおよびその他ケイマン諸島のいかなる当局も、本書の条項または実体に対して評価を下し、または承認していない。ケイマン諸島の投資家に利用可能な投資報酬スキームは存在しない。NRGEトレーディングは、規制ミューチュアル・ファンドとして、CIMAの監督に服する。CIMAはいつでも、自ら期間を指定して、規制ミューチュアル・ファンドに対して、会計書類の監査を行い、CIMAに提出するよう指示することができる。かかるCIMAの要請に従わなかった場合、規制ミューチュアル・ファンドの取締役は相当額の罰金が課されることがあり、また、CIMAが裁判所に対して、当該規制ミューチュアル・ファンドの清算を申請することもある。規制ミューチュアル・ファンドが、期限が到来した債務を履行することができずもしくはできない見込みが高い、または、投資家もしくは債権者を害する方法で事業を継続もしくは継続しようと試み、もしくは自ら清算すると判断した場合、CIMAは一定の措置を講じることができる。ほかのCIMAの権限としては、取締役の交替の要請、行為の適切性について規制ミューチュアル・ファンドに助言する者を選任し、または規制ミューチュアル・ファンドの支配権を承継する者を選任することなどが挙げられる。CIMAには、その他の措置について裁判所の承認を得ることができることなど、他の救済措置も存在する。

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2557、ロベルトシュトゥンパー通り9Aに所在するS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、()別の事務代行契約に基づき、NRGEトレーディングの管理事務代行会社、および()別の保管契約の条項に基づきNRGEトレーディングの保管会社に選任されている。サブ・ファンドとNRGEトレーディング間の費用に関する契約に基づき、NRGEトレーディングに関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計算される。

英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージタウン、ノース・チャーチ・ストリート90番、ストラスベール・ハウス、私書箱258GTに所在するプライスウォーターハウスクーパーズはNRGEトレーディングの監査人として活動している。

上記の投資目的、特定の投資成果またはリターンが達成される保証はない。また、運用成果は時間の経過により大幅に変動する可能性がある。

投資を行おうとする投資家は、本書に記載のリスク要因に留意されたい。

(2)【投資対象】

上記「投資方針」の項参照のこと。

(3) 【運用体制】

管理会社は、ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクをサブ・ファンドの資産の投資および再投資の運用を行う投資運用会社として任命している。

ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクの概要および運用体制

投資運用会社は、デラウェア州法に基づき設立されたニューヨークを本拠地とする会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問として登録されている。投資運用会社は、ロックフェラー・ファミリー・トラストにより管理される持株会社である。ロックフェラー・ファイナンシャル・サービス・インクの子会社である。ロックフェラー・ファミリーのメンバーは同社の取締役会メンバーであるが、日々の運用や業務には関わっていない。投資運用会社の株主、経営および事業に関する詳細はフォームADVに記載されており、その写しは請求により適格投資家に提供される。

投資運用契約により、投資運用会社およびその関係会社、ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、故意の失当行為、詐欺または重過失がない限り、サブ・ファンドに関する作為、不作為に係る責任から免責される。投資運用会社の故意の失当行為、詐欺または重過失による場合を除き、管理会社は、投資運用契約に基づく義務または職務を履行しているその取締役、役員、従業員にまたは関連会社に課されるか、生じるか、または主張される一切の債務、責任、損失、損害、違約金、法的措置、判決、訴訟、費用、報酬(合理的な弁護士報酬を含む。)またはあらゆる種類または性質の出費につき、サブ・ファンドの資産により投資運用会社に対して補償する。投資運用会社は、サブ・ファンドおよび/またはNRGEトレーディングのために何らかの取引を行うために投資運用会社によって誠実に選任されたいかなるブローカーまたはエージェントによる作為、不作為または支払能力について責任を負わないものとする。

投資運用会社は、投資運用契約に定めるその他の状況において、60日前に管理会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約を解約することができる。

投資運用会社は、サブ・ファンドの投資運用会社の資格で行為し、別途締結されるライセンス契約に定められた条項に従う限りにおいて、管理会社およびサブ・ファンドに対して、サブ・ファンドに関連して「ロックフェラー」という名称およびマークの限定的な使用権を付与している。

投資運用会社ならびにその取締役、役員、従業員および関連会社は、サブ・ファンドと利益が相反する可能性のある、別の金融、投資または専門的活動に従事することができる。また、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的と類似するかまたは重なり合う投資目的を有する別の投資ファンドまたはクライアントに対する助言業務に従事することができる。さらに、投資運用会社は、サブ・ファンドに対して提供するのと同様のサービスを第三者に提供することができ、かかるサービスの提供により収益を得たことにより責任を問われることはないものとする。投資運用会社は、利益の相反が生じた場合には、公正に解消するよう努めるものとする。投資運用会社は、サブ・ファンドを含む異なる複数のクライアント間における投資機会の配分に関しては、利益の相反に直面する可能性があるが、かかる状況における投資機会が公正に配分されるようにするものとする。

ブローカー・ディーラーは、投資運用会社の方針に従って、評判、財務状態、最良執行を遂行する能力ならびにリサーチ・サービスの性格およびクオリティを基準として選定されるが、同様のサービスを提供する他の業者と比べて報酬体系に競争力があると認められる場合に限られる。かかるサービスには、当該業者のリサーチ・アナリストへのアクセス、インダストリー・コンファレンスへの参加、第三者のサービス(気配値提供システムおよびソフトウェア、企業収益予測の編集、開示情報レポート・サービス、書籍およびリサーチの出版、コンサルティング・サービスなど)によるソフト・ダラーの提供などの直接的なサービスが含まれる。投資運用会社が証券取引を行う相手方であるブローカーによって提供されるリサーチ・サービスは、投資運用会社のすべての顧客一般の利益のために利用することが可能であり、かかるサービスを提供している特定のブローカーに対して報酬を支払っている顧客に対してのみ利用されるものではない。

投資運用会社の運用体制

サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、投資運用会社の最高投資責任者であるデイビッド・P・ハリ

ス氏をヘッドとする経験豊かな投資専門家およびアナリストにより構成されるチームによって運用されている。

投資運用会社の運用体制にかかる内部規則

投資運用会社は、米国1940年投資顧問法（改正済）に基づき、米国証券取引委員会（SEC）に投資顧問として登録されている。投資運用会社は、適用される米国の規制に適合するように策定された内部規則および手続を採用している。これらの内部規則および手続は一般に、投資運用会社に対して顧客の利益を最優先に考えて行動すること、およびすべての顧客を適正に扱うことを要求する。投資運用会社の内部規則の詳細については様式ADVに要約されており、その写しは請求により投資家に提供される。

組織、人員、内部管理の手続およびファンドに係る意思決定を監督する組織ならびにこれらの相互連携等

投資判断は、投資専門家のチームによる定期的なレビューを受ける。特に、6名の担当者と投資専門家により構成される投資運用会社のポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループは、投資プロセスの一貫性を確保するために品質管理を確立すること、および適用のある投資ガイドラインの遵守状況を監視する責任を負う。投資運用会社のリーガル・コンプライアンス・グループは7名の担当者により構成されており、インベストメント・ポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループに対して、関係法令、規則、投資ガイドラインおよび必要に応じてその他の問題に関する助言および指示を行う。リーガル・コンプライアンス・グループは、年次ベースで米国の規制に基づき、投資運用会社の規則、手続および内部管理の正式なレビューの監督を行う。更に、投資運用会社はコンプライアンス委員会を設立しており、コンプライアンス委員会は、規則および手続を管理・監督するために年間を通じて開催されている。

コンプライアンス委員会は取締役会および監査役委員会に報告を行う。

（４）【分配方針】

管理会社は、各分配期間（以下「現分配期間」という。）に関して自ら決定する分配金を、分配基準日後の4営業日目の日である分配日に、各受益者に対し支払う予定である（日本においては、その後実務上可能な日にすみやかに支払われる。）。当該分配金は、サブ・ファンドの投資収益、実現／未実現のキャピタル・ゲイン、その他支払可能な資産（適当とみなされる場合）から支払われる。現分配期間に関する分配金は、分配基準日現在において受益者名簿に記載された受益者に支払われる。（適切であれば）円未満およびセント未満の分配金は切り捨てるものとする。

（５）【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- （ロ）サブ・ファンドの費用の支払または買戻資金の調達のためサブ・ファンドの勘定において金銭の借入れを行うことができる。ただし、サブ・ファンドの借入元本の総額が、直前の評価日における純資産価額の10%を超えないものとする。
- （ハ）管理会社の管理する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドは、一発行体の発行済株式の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ニ）日本証券業協会が規定する外国投資信託受益証券の選別基準（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、サブ・ファンドは、価格の透明性を確保する方法が取られない限り、私

募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に投資しないものとする。または、サブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募証券、非上場証券または不動産等の容易に換金することができない流動性を欠く資産に投資することができない。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

(ホ) 管理会社もしくは第三者の利益を図ることを目的とし、受益者の利益に反し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用を阻害する管理会社の取引は、すべて禁止される。

上記に加えて、以下の投資制限もサブ・ファンドおよびNRGEトレーディングに適用される。

(ヘ) 流動性の低い資産(私募、非上場、不動産投資証券または私募投資信託等の容易に換金できない証券等)への投資は、サブ・ファンドの純資産の15%を超えないものとする。上記の割合は、購入時点またはその時点における市場価格に基づいて算定される。ただし、疑義を避けるため、管理会社が許容する間隔で定期的な償還および/または買戻しを認める株式および/またはオープンエンド型ファンドの受益証券、ETFおよびヘッジ・ファンドの持分は、上記の目的において流動性の低い資産とはみなされないものとする。

(ト) サブ・ファンドは投資対象の取得または預託金の預け入れが貸付を構成する場合を除き、貸付を行わない。

(チ) サブ・ファンドは、いかなる者の借入債務または負債につき、またはこれに関して債務の承継、保証、裏書またはその他の方法により直接的または偶発的に責任を負わない。

(リ) サブ・ファンドは、空売りまたは貸株取引は行わない。ただし、ヘッジ・ファンドによりかかる戦略が用いられることがある。

(ヌ) サブ・ファンドの資産価額の50%以上が日本の金融商品取引法第2条第1項に定める「有価証券」の定義に当てはまらない資産を構成する結果を招くような投資対象の購入、投資、または追加は行わない。

(ル) サブ・ファンドは、商品、商品のオプション、商品ベースの投資対象または先物には直接投資しない。ただし、ヘッジ・ファンドによりかかる投資が行われることがある。

(ヲ) サブ・ファンドは、いかなる会社に対しても、その法的支配または経営支配を目的とした投資を行わない。ただし、投資運用会社は、サブ・ファンドを代理してサブ・ファンドが取得した証券に関する一切の権利を行使することができる。

上記の規制に加え、受益者の保護に反する可能性があるか、またはサブ・ファンドの資産の適切な管理に不利益となる可能性がある管理会社による取引(管理会社の利益となるかまたはその他の第三者の利益となるかを問わない)は禁止される。

投資運用会社は、特にサブ・ファンドの投資対象の価値変動、再建または合併、サブ・ファンドの資産からの支払または受益証券の買戻の結果としてサブ・ファンドに適用される規制のいずれかを超えた場合、直ちに投資対象を売却することを要求されない。ただし、投資運用会社は、サブ・ファンドに適用される規制を遵守するため、違反が明らかになった後の合理的な期間内に、受益者の利益を考慮して合理的に実行可能な措置を講じる。

投資目的と投資方針の厳守

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、()受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、()受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令(日本証券業協会の規則を含む。)を遵守している範囲内において、本書に記載するサブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また()本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示を受けた受託会社または管理会社はその絶対的裁

量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のシリーズ・ユニット・トラストについて変更することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」(ミューチュアル・ファンド規則の定義に従う。)として遵守義務を負うケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- 自己取引を行い、または本人として管理会社の取締役と取引を行うことができない、
- 管理会社、またはサブ・ファンド以外の者の利益を図る取引を行うことができない、
- 取得の結果として管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有するいずれかの企業の株式の合計数がかかる企業の発行済株式の50%を超える場合、かかる企業の株式を取得することができない、
- 取得の結果としてサブ・ファンドが保有するいずれかの企業の株式の総数がかかる企業の発行済株式の50%を超える場合、かかる企業の株式を取得することができない、
- 取得の直後にサブ・ファンドが保有する取引所に上場されていない投資対象または容易に処分できない投資対象の総額がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超える場合、かかる投資対象を取得することができない、

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資家は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、シリーズ・ユニット・トラストへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。シリーズ・ユニット・トラストは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

各シリーズ・ユニット・トラストが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、各シリーズ・ユニット・トラストへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、各シリーズ・ユニット・トラストへの投資を中長期的投資と考えることを投資家に対して推奨する。

運用実績

受託会社、管理会社または投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもシリーズ・ユニット・トラストの将来の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

各シリーズ・ユニット・トラストの投資対象への投資運用と投資指図は、当該シリーズ・ユニット・トラストの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用に唯一責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、各シリーズ・ユニット・トラストについて任命された投資運用会社は、当該シリーズ・ユニット・トラストの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

各シリーズ・ユニット・トラストの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての手取金、当該手取金が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該シリーズ・ユニット・トラストに係るものとして指定される。あるシリーズ・ユニット・トラストに帰属

することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一または複数のシリーズ・ユニット・トラスト間で配分される。あるシリーズ・ユニット・トラストの資産は、当該シリーズ・ユニット・トラストの負債を負担し、一般に他のシリーズ・ユニット・トラストの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該シリーズ・ユニット・トラストの資産のみを対象とすることができ、あるシリーズ・ユニット・トラストについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該シリーズ・ユニット・トラストの信託資産の範囲内のみを債権者の財源として限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるシリーズ・ユニット・トラストの資産が別のシリーズ・ユニット・トラストの債務を弁済するために使われる範囲を常に数量化することは不可能である点に留意するべきである。

サブ・ファンドは、以下のリスクを含むがこれらに限定されない多くの潜在的投資リスクに直面する場合がある。

株式への投資に関するリスク

株価は変動し、時として短期間に大幅に下落する場合がある。市場リスクは、サブ・ファンドのポートフォリオ証券の価額の変化によって変動するサブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼす。様々な要因が特定の株式の価格に影響し、各株式の価格はすべて一様にまたは同時に変動するものではない。異なる株式市場は、それぞれ異なった動きをする場合がある。発行体による収益報告の不十分さ、主要な顧客の喪失、発行体に対する重要な訴訟または発行体もしくはその事業に影響する政府による規制の変更等、その他の要因が特定の株式の価格に影響を及ぼす可能性がある。

グローバル投資のリスク

外国証券は特別な投資機会を提供することがあるが、特別なリスクも伴うものである。サブ・ファンドの基準通貨に対する外貨の価値の変動は、該当する外貨建ての証券の基準通貨の価値に変動をもたらす。結果として、ヘッジ戦略を用いない場合は、投資家是对応する外国為替リスクに曝される可能性がある。海外投資の価値は、為替管理規制、会社資産の収用もしくは国有化、外国税、取引決済の遅滞、政治、経済もしくは金融政策の変更またはその他の政治経済的要因の影響を受けることがある。

集中投資リスク

サブ・ファンドは、エネルギー関連型企業に集中的に投資する。サブ・ファンドは、かかる集中投資を行うことにより、より広く分散した投資を行うファンドに比べて、市場リスクおよび価格変動による影響をより強く受ける。特に、エネルギー・セクターにおける変動、燃料の価格および供給の変動、資源保護、特定のエネルギーに関係した製品もしくはサービスの需給の変化、また租税その他の政府の規制による影響を強く受ける。

金利リスク

債務証券の価値は、実勢の金利が変化した場合に変動する場合がある。通常、金利が下落した場合には既発行債務証券の価値は上昇する。金利が上昇した場合には既発行債務証券の価値は下落し、額面価格を下回る価格で売却されることがある。かかる変動の規模は、短期債務証券よりも満期までの期間の長い債務証券のほうが大きいことが多い。

信用リスク

債務証券は信用リスクを伴う。信用リスクは、ある証券の発行体が当該証券の満期時にその利息および元本の支払いを行わないリスクである。発行体が利息を支払わない場合はサブ・ファンドの収益は減少し、発行体が元本を返還しない場合は当該証券およびサブ・ファンドの価値が下落することがある。発行体の信用格付けの下落または発行体に関するその他の不利なニュースは、当該発行体の証券の市場価値を減少させる可能性がある。

コール・リスク

コール・リスクは、金利が下落している期間中、発行体が満期日前に高利回りの債券を償還（コール）または返還する可能性である。想定外の収益を低金利で再投資することを余儀なくされると、ファンドの収益は減少し、低下する金利に関連する価格上昇の機会を損なう可能性がある。コール・リスクは、通常、長期債券ほど高い。

アセット・バック証券のリスク

アセット・バック証券の価値は、証券の裏付けとなっている資産に対する市場の認識の変化、ローン・プールのためのサービス・エージェント、ローンのオリジネータ、または信用補完を提供する金融機関の信用の変化に影響され、また信用補完がなくなった場合にも影響を受ける。アセット・バック証券に投資を行うリスクは、最終的には、個々の借主によるローンの支払に関連する。アセット・バック証券の買主として、サブ・ファンドは通常、借主の不履行の際、貸付を行う法人に対し償還を請求する権利を有しない。対象となるローンについては期前弁済が行われる可能性があり、これはモーゲージ・バック証券の場合と同様に、アセット・バック証券の加重平均年数を短縮し、収益を減少させる場合がある。モーゲージ・バック証券とは異なり、アセット・バック証券には通常、裏付資産に対する担保権は付されない。

変動金利証券のリスク

変動金利証券は、一定期間毎に金利を調整することを予定している。変動金利証券のある時点の金利が当該時点の市場金利を正確に反映していないか、または保有者に対して発行体の当該時点の信用に見合った適切な利益を提供していないリスクがある。流動性が市場に依拠している変動金利証券は、（発行体の信用低下、市況の悪化またはその他の要因の結果）市場に依拠した流動性が企図されたとおりに運用されないか、または参加するブローカー・ディーラーが当該証券につき流通市場を形成することができないか、もしくは形成する意思がない場合、その他の証券に比べて高い流動性リスクに曝される可能性がある。結果として、流動性が市場に依拠している変動金利証券は価値を失う可能性があり、かかる証券の保有者は買戻日、転売日または満期日のうちいずれか遅い日まで当該証券を保持することを余儀なくされる可能性がある。

通貨リスク

サブ・ファンドには、様々な通貨に関連する可能性がある。通貨価値は大幅に変動し、それにより一定の証券その他の投資資産の価値が下落する可能性がある。通貨価格は特に、政治的要因（各地の取引所または市場における制限、ある国に対する外国からの投資もしくはある国の居住者による他の国に対する投資に対する制約、および通貨フローの制限を含む）、国際収支および貿易の変化、インフレ率、貿易に関する規制、ならびに通貨切り下げおよび切り上げの影響を強く受ける。政府は、随時直接的にまたは規制を設けることによって、一定の市場、特に通貨市場に対して、介入を行う。かかる介入は物価に対して直接影響を与えることを意図していることが少なくない。

ヘッジ・ファンドへの投資に関するリスク

サブ・ファンドの成功に影響するヘッジ・ファンドへの投資に関する二つのリスクは、サブ・ファンドの資産の一部の管理を投資運用会社以外の者に委託するリスクおよび費用の上昇リスクである。また、

- ・ヘッジ・ファンドおよびそのマネジャーは通常、一般投資家を対象に募集された集合投資ピークルの投資家保護規制の対象外である。
- ・サブ・ファンドは、本書に記載する手順に従って日々の受益証券の購入を認めている。しかし、サブ・ファンドが投資するヘッジ・ファンドは日々追加購入、追加出資または新規投資家の参加を認めていないことが多い可能性がある。その結果、サブ・ファンドによるヘッジ・ファンドに対する投資が遅滞することがある。かかる遅滞により、ヘッジ・ファンドに対するサブ・ファンドの間接的利益が希薄化することがある。
- ・サブ・ファンドが投資するヘッジ・ファンドは、サブ・ファンドが買戻しを認めるのと同様のベースでの払戻しを認めないことが多い可能性がある。その結果、サブ・ファンドは買戻請求に応じるために他の投資資産を換金する必要に迫られる場合があり、その結果希望した以上にヘッジ・ファンドに投資が集中する可能性がある。

- ・サブ・ファンドが投資を行うヘッジ・ファンドのマネジャーまたはジェネラル・パートナーの多く(大半ではなくとも)は、インセンティブ報酬制度に従って報酬を受ける。かかる制度のもとでは、マネジャーまたはジェネラル・パートナーは、未実現のものを含む価格上昇により利益を得ることができるが、同様に、実現損失または価値減少により利益を失うわけではない。かかる報酬に関する取決めは、マネジャーまたはジェネラル・パートナーに対し過度にリスクの高いまたは投機的な投資資産の買い付けを行うインセンティブを与える可能性がある。
- ・サブ・ファンドは、ヘッジ・ファンドが直接提供した評価およびその他の財務データに依拠する。かかる情報は未監査の場合があり、変更されることがある。
- ・サブ・ファンドの費用は、ヘッジ・ファンドに投資を行っていないその他の投資主体の場合に比べ、純資産に対して高い比率を占める可能性がある。
- ・投資運用会社は、ヘッジ・ファンドの日々の活動を管理することができず、また実際に管理を行っていない。ヘッジ・ファンドのマネジャーの一部または全部が、サブ・ファンドの利益に反する方法または投資運用会社による当該ヘッジ・ファンドへの当初の投資を差し控えさせたであろう方法で、その投資戦略を変更するかまたは取引活動を変更しないとの保証はない。

流動性リスク

一定の状況下では、サブ・ファンドが投資を行う市場の流動性が失われ、相場価格での証券の売買が困難になる可能性がある。サブ・ファンドの買戻代金の支払いは、流動性の制約により遅延することがある。

資産分配リスク

サブ・ファンドは株式、債券およびヘッジ・ファンドを組み合わせるため、急速な価格上昇中に、株式に特化した他のファンドと同程度の株価上昇を達成しない可能性がある。また、サブ・ファンドによる株式への投資により、投資運用会社の変動の大きい株式市場において元本を維持することが難しくなる場合がある。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しにより、投資対象の換金が必要となることがある。かかる換金により、サブ・ファンド(およびその残存する受益者)に、かかる換金をしなければ発生しなかったであろう費用が生じる可能性がある。

運用リスク

サブ・ファンドが保有する証券の基本的価値にかかる投資運用会社の判断が誤りであることが判明する場合がある。

特に検討を要する上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を読んだ上で、各自の専門家アドバイザーと相談するべきである。

(2) リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、投資運用会社は定期的にNRGEトレーディングの保有ポートフォリオを検討する。NRGEトレーディングの投資運用に責任を負うポートフォリオ・マネージャーは、銘柄を選択し、投資のタイミングを決定する一切の権限を有するが、かかるポートフォリオは投資専門家チームによる定期的な検討の対象となる。特に、投資運用会社のポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループおよびその他の投資専門家は、投資プロセスにおける一貫性を確実にするために品質管理を確立することおよび適用ある投資ガイドラインの遵守を監督することに責任を負う。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大4%の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたって申込手数料が、以下のとおり課せられる。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1万口未満	3.1500% (税抜3.00%)
1万口以上5万口未満	1.5750% (税抜1.50%)
5万口以上10万口未満	0.7875% (税抜0.75%)
10万口以上	0.5250% (税抜0.50%)

(注1) 管理会社および販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 申込み之際しては、「外国証券取引口座約款」に基づく取引口座の設定が必要となり、外国証券口座管理料(1年3,000円(税込)、3年一括7,000円(税込))を支払う。なお、預り資産1,000万円以上の投資者(個人の場合、証券総合口座への加入が必要である。)、日興ファンドラップ一任型/SMA等の取引のある投資者は原則無料となる。

申込手数料は、販売会社宛またはその指示により支払われる。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

買戻手数料は課せられない。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課せられない。

(3) 【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.015%に相当する受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルとする。

上記の報酬額は、毎年見直される。受託会社が追加の業務、訴訟またはその他の特別な事項について考慮または従事することを要求される場合、管理会社との間で適宜行われる交渉により追加報酬が定められ、相反する合意がなければ、追加報酬は、当該時点において有効なレートによる時間制で受託会社により請求される。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成22年12月31日に終了した会計年度中の受託報酬は2,015,251円であった。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.01%に相当する管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成22年12月31日に終了した会計年度中の管理報酬は1,473,372円であった。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.13%に相当する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務代行会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成22年12月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬は19,136,520円であった。

投資運用報酬

投資運用会社はサブ・ファンドの資産から、純資産価額に対する以下に示される一定の年率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率1.00%
純資産価額のうち100億円を超え300億円以下の部分	0.90%
純資産価額のうち300億円を超え500億円以下の部分	0.80%
純資産価額のうち500億円を超える部分	0.70%

サブ・ファンドは、ヘッジ・ファンドに対する投資に関するすべての報酬および費用の支払いにつき責任を負う。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成22年12月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は142,785,199円であった。

保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、保管会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成22年12月31日に終了した会計年度中の保管報酬は1,473,394円であった。

販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売会社として、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対する以下に示される一定の年率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率0.60%
純資産価額のうち100億円を超え300億円以下の部分	0.70%
純資産価額のうち300億円を超え500億円以下の部分	0.80%
純資産価額のうち500億円を超える部分	0.90%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、販売会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成22年12月31日に終了した会計年度中の販売報酬は93,128,675円であった。

代行協会員報酬

代行協会員は、日本における代行協会員として、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.10%に相当する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成22年12月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は14,734,483円であった。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料

() 設立費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の当初申込に関連する費用(英文目論見書ならびにファンドに関するその他すべての文書(届出書、目論見書および説明書を含む。)を作成し、ファンドもしくはサブ・ファンドの受益証券の募集について管轄権を有する関係当局に提出し、または印刷する費用を含むが、これらに限られない。)は約20万米ドルであった。かかる費用は、受託会社が別の方法を使用することを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5会計年度中に償却される。

() 仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

() その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および販売会社は、自らの費用で、各自のサービスを履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書および上記の当局が定めた関係法規に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、上記に類するすべての一般管理費(受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。)、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

平成22年12月31日に終了した会計年度中の上記()から()に記載された費用および手数料等の合計額は18,660,551円であった。

投資先ファンドの管理報酬等

本サブ・ファンドの組入投資信託であるNRGEトレーディングを通じて投資を行うファンド(本書において「投資先ファンド」という。)がある場合には、管理報酬等の手数料等が発生するが、これら投資先ファンドは、サブ・ファンドの投資方針に従い随時変動する。このため、その管理報酬、信託報酬等を事前に計算することができないため、その額や計算方法を記載していない。

なお、本書提出日現在、投資先ファンドへの投資は行われていない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5)【課税上の取扱い】

投資家は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家アドバイザーと相談するべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書は、受益証券の購入、保有または処分に関する各地域を税効果をまとめたものではない。

あらゆる投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記(B)はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

(A) 日本

平成23年5月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またケイマン諸島は、ファンドに対してまたはファンドによりなされる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法(2009年改正)第81条に従って、トラストに関連しケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、ファンドの設定日から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および遺産税もしくは相

続税的な性格を有する租税を課す法律はファンドを構成する資産もしくはファンドに帰因する所得には適用されず、またかかる資産もしくは所得に関連する受託会社もしくはファンドの受益者にも適用されないことが明記されている。

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、ファンドはファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、平成18年8月31日から運用を開始した。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成23年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	14,378,427,989	100.19
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		(27,616,932)	(0.19)
合計(純資産総額)		14,350,811,057	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 上表中、投資信託の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、端数処理の方法が異なるため、下表中の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない。

以下は、組入投資信託であるNRGEトレーディング・リミテッドの投資状況である。

(平成23年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	6,283,027,430	43.70
	イギリス	1,595,995,773	11.10
	オランダ	1,209,074,874	8.41
	カナダ	788,626,702	5.48
	ノルウェー	651,945,823	4.53
	フランス	490,407,793	3.41
	イタリア	469,029,977	3.26
	中国	457,910,042	3.18
	オーストラリア	330,950,493	2.30
	ブラジル	309,205,847	2.15
	スイス	302,425,337	2.10
	日本	239,034,000	1.66
	香港	151,624,896	1.05
	ポルトガル	108,061,123	0.75
	韓国	92,221,641	0.64
預託証書	ブラジル	456,591,701	3.18
	イギリス	208,788,096	1.45
	中国	173,669,696	1.21
小計		14,318,591,244	99.58

現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	59,836,749	0.42
合計(純資産総額)	14,378,427,993	100.00

(注) 投資比率とは、NRGEトレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年4月末日現在)

銘柄	国名	種類	口数(口)	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NRGE トレーディング・ リミテッド	ケイマン諸島	投資信託	1,671,684	9,889	16,532,020,507	8,601	14,378,427,989	100.19

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNRGEトレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(平成23年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	保有株式数 (株)	取得原価(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	CHEVRON CORP	アメリカ合衆国	石油	145,740	8,397	1,223,707,789	8,890	1,295,673,893	9.01
2	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A-(GBP)	オランダ	石油	345,540	3,965	1,369,938,819	3,140	1,085,153,760	7.55
3	BAKER HUGHES INC	アメリカ合衆国	石油	95,970	4,600	441,432,622	6,305	605,079,724	4.21
4	TOTAL SA	フランス	石油	95,120	7,841	745,796,532	5,156	490,407,793	3.41
5	ENI SPA	イタリア	石油	217,820	2,160	470,540,105	2,153	469,029,977	3.26
6	PETROLEO BRASILEIRO SA PREF -ADR-	ブラジル	石油	167,310	2,859	478,321,300	2,729	456,591,701	3.18
7	STATOIL ASA	ノルウェー	石油	179,800	1,873	336,830,139	2,341	420,984,105	2.93
8	ANADARKO PETROLEUM CORP	アメリカ合衆国	石油	54,790	5,085	278,619,802	6,370	349,020,629	2.43
9	CANADIAN NATURAL RESOURCES	カナダ	石油	89,700	4,127	370,224,995	3,751	336,489,411	2.34
10	JOHNSON MATTHEY PLC	イギリス	化学エネルギー 関連	123,200	3,239	399,021,076	2,721	335,199,818	2.33
11	MARATHON OIL CORP	アメリカ合衆国	石油	75,580	5,023	379,628,852	4,295	324,588,224	2.26
12	BG GROUP PLC	イギリス	石油	144,110	2,206	317,861,981	2,099	302,498,423	2.10
13	CENTRICA PLC	イギリス	資源・公益事業	673,280	340	229,145,408	437	294,377,530	2.05
14	APACHE CORP	アメリカ合衆国	石油	28,420	7,713	219,197,375	10,355	294,282,291	2.05
15	HESS CORP	アメリカ合衆国	石油	42,660	5,135	219,062,621	6,750	287,969,412	2.00
16	NOBLE ENERGY INC	アメリカ合衆国	石油	36,400	6,353	231,236,363	7,777	283,100,716	1.97
17	TALISMAN ENERGY INC(USD)	カナダ	石油	130,220	1,352	175,998,924	1,978	257,631,775	1.79
18	CAMERON INTL CORP	アメリカ合衆国	資源・公益事業	55,570	3,171	176,203,054	4,441	246,813,269	1.72
19	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	アメリカ合衆国	石油	27,410	5,712	156,572,007	8,403	230,333,046	1.60
20	TULLOW OIL PLC	イギリス	石油	113,530	1,166	132,350,793	1,966	223,172,951	1.55
21	BP PLC - SPONS ADR	イギリス	石油	55,000	3,110	171,022,736	3,796	208,788,096	1.45
22	CAIRN ENERGY PLC	イギリス	石油	327,060	334	109,107,696	612	200,217,953	1.39
23	TRANSOCEAN LTD	スイス	石油	33,900	4,077	138,210,483	5,809	196,919,935	1.37
24	HALLIBURTON CO	アメリカ合衆国	石油	46,860	2,215	103,790,724	4,120	193,065,046	1.34
25	CONTINENTAL RESOURCES INC OK	アメリカ合衆国	石油	34,840	2,611	90,969,994	5,499	191,579,058	1.33
26	SCHLUMBERGER LTD	アメリカ合衆国	石油	26,024	3,435	89,399,263	7,292	189,768,617	1.32
27	WILLIAMS COMPANIES INC	アメリカ合衆国	エネルギー関連 コングロマリッド	69,970	1,545	108,133,705	2,671	186,896,230	1.30
28	PETROCHINA CO LTD -ADR-	中国	石油	14,300	10,597	151,534,095	12,145	173,669,696	1.21
29	NATIONAL OILWELL VARCO INC	アメリカ合衆国	石油	27,390	3,223	88,285,014	6,272	171,796,930	1.19
30	SANTOS LTD	オーストラリア	石油	121,350	1,229	149,176,691	1,383	167,850,102	1.17

(注) 投資比率とは、NRGEトレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし。（平成23年4月末日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（平成23年4月末日現在）

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

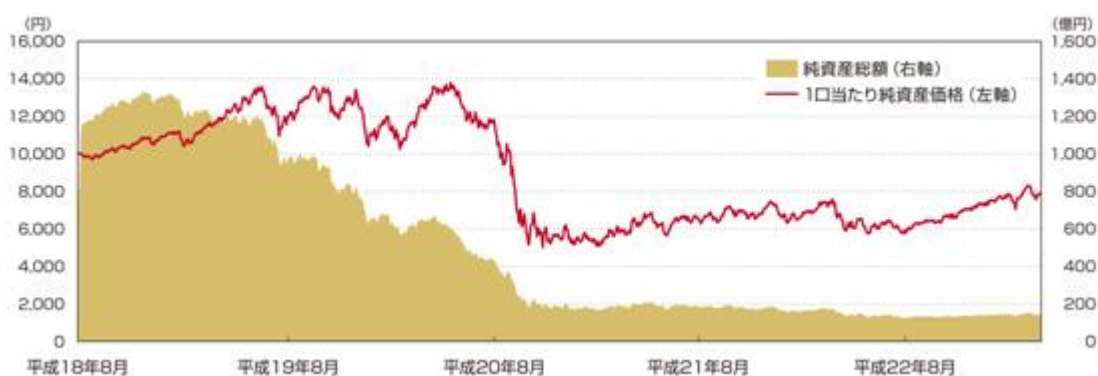
平成23年4月末日までの1年間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (平成18年12月31日)	132,858,297,360	10,866
第2会計年度末 (平成19年12月31日)	81,912,946,749	13,276
第3会計年度末 (平成20年12月31日)	17,953,249,731	5,508
第4会計年度末 (平成21年12月31日)	18,001,509,165	7,102
第5会計年度末 (平成22年12月31日)	13,546,490,380	7,011
平成22年5月末日	14,403,199,755	6,295
平成22年6月末日	13,122,394,197	5,829
平成22年7月末日	13,820,529,892	6,205
平成22年8月末日	12,470,544,028	5,761
平成22年9月末日	13,263,087,676	6,308
平成22年10月末日	12,888,831,259	6,314
平成22年11月末日	13,034,178,648	6,594
平成22年12月末日	13,546,490,380	7,011
平成23年1月末日	13,767,106,481	7,249
平成23年2月末日	14,321,732,917	7,665
平成23年3月末日	14,783,739,843	7,979
平成23年4月末日	14,350,811,057	7,860

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(平成18年8月31日(運用開始日)から平成23年4月末日まで)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 （平成18年8月1日～平成18年12月31日）	8.66%
第2会計年度 （平成19年1月1日～平成19年12月31日）	22.18%
第3会計年度 （平成20年1月1日～平成20年12月31日）	-58.51%
第4会計年度 （平成21年1月1日～平成21年12月31日）	28.94%
第5会計年度 （平成22年1月1日～平成22年12月31日）	-1.28%

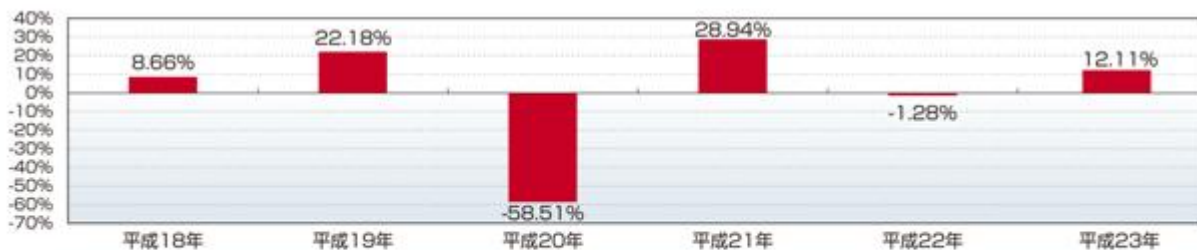
（注）収益率（%）= 100 × (a - b) / b

a = 会計年度末現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、第1会計年度の場合は当初発行価格）

< 参考情報 >

収益率の推移



（注1）収益率（%）= 100 × (a - b) / b

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額（税引前）を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格（分配落の額）（平成18年の場合、当初発行価格）

（注2）平成18年は8月1日から12月31日まで、平成23年は、1月1日から4月28日までの収益率です。

（4）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次の通りである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	12,617,653 (12,617,653)	391,113 (391,113)	12,226,540 (12,226,540)
第2会計年度	236,769 (236,769)	6,293,532 (6,293,532)	6,169,777 (6,169,777)
第3会計年度	31,507 (31,507)	2,941,810 (2,941,810)	3,259,474 (3,259,474)
第4会計年度	114,797 (114,797)	839,525 (839,525)	2,534,746 (2,534,746)
第5会計年度	21,965 (21,965)	624,442 (624,442)	1,932,269 (1,932,269)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

申込期間

受益証券は、以下に定める取得申込通知の手続に従って、各発行日に、関係する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行し、購入することができる。発行価格は、一時停止決定がない限り、原則として関係する発行日に管理事務代行会社が計算し、公表する。

受益証券は、前営業日までに販売会社が取得申込通知を転送し、管理事務代行会社が受け取った取得申込みに関して、各発行日現在で発行される。受益証券の取得を希望する投資家は、当該発行日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販売会社に取得する受益証券の口数を記載した取得申込通知を提出しなければならない。また、販売会社は午後6時（日本時間）までに取得申込通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った取得申込通知は、撤回不能である。

各発行日における受益者一人当たりの受益証券の最低取得申込口数は、100口以上、1口の整数倍とする。1口未満の受益証券は発行されない。

販売手数料

発行価格の4%（上限）に、取得を申し込む受益証券の口数を乗じた金額を限度とする販売手数料が課される場合がある。

申込代金の支払は、投資家が管理事務代行会社と他の通貨による支払を行う取決めをしていない限り、円貨で行われるものとする。その他の自由に交換可能な通貨で行われた支払は、円貨に換算され、換算した金額が（換算費用を差し引いた上で）申込代金の支払に充当される。通貨の換算が遅延したり、投資家にコストが発生したりすることがある。

申込代金（販売会社が留保する販売手数料を除く。）は、関係する発行日後の4営業日目（4営業日目に決済できない場合は4営業日目の直後の決済可能な日）、または管理会社が随時決定したその他の日に、保管会社が即時に利用可能な資金の形で受け取るものとする。

管理会社は、その独自の裁量により、保管会社が上記の支払を受領しなかった結果として発生した損失（管理会社の重過失または故意の不法行為を起因する損失を除く。）について、サブ・ファンドを補償することを申込人に対して求める権利を留保する。

適格投資家

サブ・ファンドの方針により、米国の居住者、米国の州もしくは領土で設立され、現存するパートナーシップまたは米国、米国の州もしくは領土の法律に基づいて設立され、現存する法人、信託もしくはその他の法主体（以下「米国人」という。）に受益証券を販売することはできない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）（以下「ケイマン人」という。）が受益証券を保有することはできない。

別紙A「定義」『適格投資家』を参照のこと。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使するつもりである。

マネーロンダリング防止手続および顧客確認手続

マネーロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、ファンドの受託会社として、受託会社はマネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受託会社、管理事務代行会社、日本における販売会社および販売取扱会社（以下「関係各社」という。）は、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネーロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取

得を含む。)を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、購入申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネーロンダリング規則(2010年改正)(以下「マネーロンダリング規則」という。)に基づく免除規定が適用されることから、更なる情報が必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

(a) 購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行う

場合

(b) 購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合

(c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」または「公認の法域」は、CIMAが同等のマネーロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネーロンダリング規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、または関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリングもしくはその他の法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または関係各社のいずれかによる関連する法域におけるかかる法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、() 犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(2008年改正)に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、() テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(2009年改正)に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。表明、包含、解釈された信託は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り早急に、サブ・ファンドの受益証券の取得申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で投資家に送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、転換および譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、単独の裁量により、理由を述べることなく受益証券の取得申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の発行は、信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資家が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、上記の変更に關係して販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意（かかる同意は付与または留保されることがある。）を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

(2) 日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って、受益証券の募集が行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。

日本の投資者は日本における各発行日の前営業日の午後4時（日本時間）までに取得の申込みをしなければならない。

販売会社は、同日午後6時（日本時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、各営業日または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。発行価格（以下に定義する。）は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

発行価格は、（管理事務代行会社により算出される）該当する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

各受益証券の最低取得申込口数は100口で、申込単位は1口単位である。100口以上の取得申込みを既に行った投資家による当初申込期間中の追加取得申込みの場合の取得申込単位は、1口以上1口単位である。

受益証券の取得申込みにあたって、以下のとおり申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
1万口未満	3.1500%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	1.5750%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	0.7875%（税抜0.75%）
10万口以上	0.5250%（税抜0.50%）

ただし、管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、受益証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは、日本円によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意（かかる同意は付与または留保されることがある。）を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し

「買戻日」とは、各週の最終営業日または管理会社が決定したその他の日をいう。

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。

買戻価格は、一時停止決定されない限り、管理事務代行会社により、買戻日に計算・公表される。

受益証券の買戻しは、関係する買戻日の前営業日に管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数を明記した上で、当該買戻日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、同日午後6時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は、撤回不能である。

買戻日におけるサブ・ファンドの受益者一人当たりの受益証券の最低買戻口数は、1口以上、1口の整数倍とする。受益証券の端数の買戻しは行われぬ。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求の合計が、サブ・ファンドの発行済受益証券口数の15%を上回る場合、管理会社は、（ ）関連する買戻請求にかかる買戻代金の支払いに足る資産を換金するまで、かかる買戻日またはサブ・ファンドの純資産価額の算定を延期するか、または（ ）買い戻される受益証券をサブ・ファンドの発行済み受益証券口数の15%に限定することができる。後者の場合、受益者による買戻請求は、按分比で縮減され、買戻しされなかった部分の買戻しは、その後の買戻日に、その後

の買戻日を対象として行われた買戻請求に優先して実施される。

純資産価額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない(詳細については「純資産価額の計算の一時停止」の項参照)。

買戻代金の支払

買戻代金は、原則として関係する買戻日の後4営業日以内の日(または4営業日目に決済できない場合は4営業日目の直後の決済可能な日)に、関係する受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って、受益者のリスクと費用において、直接振込によって円貨で支払われるものとする。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

強制的買戻し

受託会社または管理会社は、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (a) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
 - () いずれかの国または行政機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者(その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来負担する必要のなかった納税義務を負い、または負担する必要のなかった金銭的不利益を被る場合を含む。)
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来負担する必要のなかった納税義務を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たない場合。
- (c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。
- (d) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額合計額が、本書に定める最低数または最低金額(もしあれば)を下回ることになる場合。
- (e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払いを求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (f) 受益者が行いたいいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (g) 受益者が受益証券に関する取得申込代金を支払わない場合。
- (h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (i) サブ・ファンドの純資産価額が投資プログラムを遂行するのに不十分である場合。
- (j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記の代わりに、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を譲渡するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社ま

たは管理会社に譲渡の証拠を提出するものとする。

（２）日本における買戻し

「買戻日」とは、各週の最終営業日または管理会社が決定したその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、（管理事務代行会社により算出される）かかる買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、以下の制限に従い、当該買戻日の前営業日の午後４時（日本時間）までに販売会社に通知を行うことにより、１口以上１口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。販売会社は同日午後６時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「（１）海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の受益者に対する買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日（同日を含む。）から起算して日本における４営業日目に行われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、日本円により行われるものとする。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（イ）純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の最新市場価格（始値もしくは終値）を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させ、評価日に管理会社および管理事務代行会社の事務所で各受益者に通知するものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券１口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの基準通貨で計算するものとする。純資産価額はサブ・ファンドごとに計算され、サブ・ファンドの共通ポートフォリオへの寄与分ならびにサブ・ファンドだけに帰属する資産および負債が織り込まれる。

各評価日現在のサブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

- 最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の取得申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の純資産価額の実現または未実現の増減分を配分する。
- 次に、資産または負債の増減分を配分する。
- 最後に、サブ・ファンドの評価日の時点で受益者に分配する金額を除外する（もしあれば）。

サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券１口当たり純資産価格は同一である。サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定するものとする。

- 最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、評価日が終了した時点の取得申込分および買戻分を織り込む前の時点のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。
- 次に、四捨五入して小数点第２位（すなわち、セントの単位）まで算出する。ただし、円建の受益証券（もしあれば）はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額の算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的であり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、受託会社または管理事務代行会社に対する請求権は発生しないものとする。また管理会社または管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価を信頼することについて、絶対的保護を

受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算(または計算の誤り)に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

- (a) 集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日(または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日)現在の純資産価額で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の市場価格で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- (g) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

- 1. 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなすものとし、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額を含むとみなすものとする。
- 2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなし、またサブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- 3. 投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したのとして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除くものとする。
- 4. 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- 5. 発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- 6. サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払い責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適当と判断するレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合

でも、一切責任を負わないものとする。

（ロ）純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行、買戻しを、その単独の裁量により、以下の場合を含むいかなる理由に基づいても停止することができる。

1. その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
2. 緊急事態に相当すると受託会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
3. サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
4. 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
5. サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に関連して、受託会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ローンダリング防止規則を遵守するためにそうすることが必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員に書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

（2）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

（3）【信託期間】

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- （イ）サブ・ファンドの存続が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合、またはサブ・ファンドを他の法域に移転する場合。
- （ロ）サブ・ファンドの純資産額の総額が、5,000万米ドルまたは管理会社もしくは受託会社が適宜定めるその他の額を下回り、管理会社と販売会社が、販売会社と協議した上で、サブ・ファンドの終了を決定した場合。
- （ハ）受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により受益者決議）により決定する場合。
- （ニ）信託証書の締結日に開始し、当該日付の149年後に終了する期間の終了時。
- （ホ）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、あるいは受託会社が強制または任意清算を開始した場合に、管理会社が、当該通知の受領後あるいは清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の事務所を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合。
- （ヘ）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、あるいは管理会社が強制または任意清算を開始した場合に、受託会社が、当該通知の受領後あるいは清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の事務所を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることがで

きない場合。

（ト）受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合。

サブ・ファンドが上記のいずれかの事由により終了した場合には、受託会社は、ただちにサブ・ファンドの全受益者に対して当該終了の通知をなすものとする。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

クラス受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者または受益者に書面の通知をした上で、信託証書補遺によって、管理会社が関係するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、（ ）受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないまたは（ ）かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加をなすには関係するサブ・ファンドの受益者の受益者決議（信託証書に定義する。）による承認を得ることを要するものとする。修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。信託証書に定める重要事項を修正する場合は、その旨を公告するか、または受益者に通知しなければならない。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、60日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、証券口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各追補信託証書は、投資対象および投資方針やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合などに、サブ・ファンドの受益者の議決を必要とする。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることによりなされる。

信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関してなす受託会社の解任、全サブ・ファンドに関してなす受託会社による管理会社の解任に関する承認、全サブ・ファンドを他の法域への移動、全サブ・ファンドの償却、または全サブ・ファンドの信託証書の変更について、全サブ・ファンドの受益者決議が必要である旨を規定している。（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で可決された決議としてのファンドの受益者決議を必要とする。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、すべての受益者は、投票において、自身が保有している各受益証券につき、1議決権を有するものとする。ただし、異なるシリーズの受益証券の保有者を含む集会における投票においては、各受益証券に帰属する議決権は、（基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合、基準日の直前の評価日）付で計算される）受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとし、受益証券1口につき1議決権ではないものとする。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

（ ）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

1【財務諸表】

(1)【2010年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

純資産計算書

2010年12月31日現在

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		17,674,862,053
時価	2.2	13,612,421,530
有価証券売却未収金		30,652,163
設立費用	2.3	3,105,723
資産合計		13,646,179,416
負債		
未払買戻代金		30,652,163
未払投資運用報酬	6	32,570,080
未払販売報酬	8	20,854,729
未払印刷・公告費		4,765,280
未払管理事務代行報酬	5	4,333,822
未払代行協会員報酬	9	3,336,791
未払専門家報酬		2,008,336
未払受託報酬	3	500,518
未払保管報酬	7	333,662
未払管理報酬	4	333,655

負債合計	99,689,036
純資産合計	13,546,490,380
発行済受益証券口数	1,932,269 口
1口当たり純資産価格	7,011 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

損益および純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した会計年度

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	142,785,199
販売報酬	8	93,128,675
管理事務代行報酬	5	19,136,520
代行協会員報酬	9	14,734,483
印刷・公告費		6,086,876
設立費用	2.3	5,199,540
専門家報酬		3,770,676
弁護士報酬		3,603,459
受託報酬	3	2,015,251
保管報酬	7	1,473,394
管理報酬	4	1,473,372
費用合計		293,407,445
投資純損失		(293,407,445)
投資有価証券に係る実現純損失		(1,696,432,695)
為替に係る実現純損失	2.6	(14,842)
当事業年度の実現純損失		(1,989,854,982)
投資有価証券に係る未実現利益の純変動		1,547,005,265
運用による純資産の純減少		(442,849,717)
資本の変動		
受益証券発行口数		152,366,485
受益証券買戻口数		(4,164,535,553)
資本の純変動		(4,012,169,068)
期首現在純資産		18,001,509,165
期末現在純資産		13,546,490,380

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

統計情報（無監査）

期末現在発行済受益証券口数：

2008年12月31日現在	3,259,474 口
2009年12月31日現在	2,534,746 口
発行受益証券口数	21,965 口
買戻受益証券口数	(624,442)口
2010年12月31日現在	1,932,269 口

日本円

期末現在純資産合計：

2008年12月31日現在	17,953,249,731
2009年12月31日現在	18,001,509,165
2010年12月31日現在	13,546,490,380

日本円

受益証券1口当たり純資産価格：

2008年12月31日現在	5,508
2009年12月31日現在	7,102
2010年12月31日現在	7,011

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

財務書類に対する注記

2010年12月31日現在

注1．活動

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「当サブ・ファンド」という。）は、基本信託証券および補完信託証券に基づいて設定された、日興オフショア・ファンズ（以下「当トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

投資目的および方針

当サブ・ファンドは、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指している。

当サブ・ファンドは、法律、責任またはその他の理由から、すべての資産をNRGEトレーディング・リミテッド（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資している。トレーディング・カンパニーは、当サブ・ファンドの受託会社とその資格において受託会社によって、または受託会社のために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当サブ・ファンドの資産の一部を構成している。

当サブ・ファンドの財務書類は、トレーディング・カンパニーの財務書類（以下に開示されている。）と共

に閲覧されるべきである。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券に対する投資の評価

トレーディング・カンパニーに対する投資は、管理事務代行会社が提供する純資産価額に基づいた公正価値で評価される。

2.3 設立費用

設立費用は、定額法で5年間にわたり償却される。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.5 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。外貨換算に係る未実現および実現損益は、当期の損益および純資産変動計算書に計上される。

注3．受託報酬

受託会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルである。

注4．管理報酬

管理会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資運用報酬

投資顧問会社は、投資運用会社としての資格において、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して以下の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率1.00%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.90%

純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.70%

注7．保管報酬

保管会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売会社としての資格において、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して以下の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率0.60%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.70%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.90%

注9．代行協会員報酬

代行協会員は、日本における代行協会員としての資格において、当サブ・ファンドの資産から、当サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．税金**10.1 ケイマン諸島**

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当トラストが支払うべき税金は特にない。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

10.2 その他の国々

当サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11．2010年12月31日現在の投資の評価

2010年12月31日現在の当サブ・ファンドの純資産価額は、当サブ・ファンドの信託証書に記載されている評価方法に従って計算される。特に、証券取引所で取引されているトレーディング・カンパニーが保有する有価証券は、当該取引所における直近の入手可能な市場価格で評価される。

トレーディング・カンパニーの投資対象の投資有価証券がその関連する市場における2010年12月31日現在の終値で評価された場合、トレーディング・カンパニーの純資産価額は合計13,624,952,230円となり、その結果、2010年12月31日現在の当サブ・ファンドの純資産総額は13,559,021,083円、受益証券1口当たり純資産価格は7,017円になる。

【投資有価証券明細表等】

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資明細表

2010年12月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
	投資信託		日本円	日本円	%
1,784,721	NRGE トレーディング・リミテッド	日本円	17,674,862,053	13,612,421,530	100.49
	投資信託合計		17,674,862,053	13,612,421,530	100.49
	投資合計		17,674,862,053	13,612,421,530	100.49

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資の分類(無監査)

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		
	投資信託/ミューチュアル・ファンド	100.49
		100.49
	投資合計	100.49

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

<NRGE トレーディング・リミテッドの財務書類>

NRGEトレーディング・リミテッド
純資産計算書

2010年12月31日現在

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資		
取得原価		13,752,088,523
時価	2.2	13,578,691,595
銀行預金		61,015,963
未収配当金	2.4	3,366,132
資産合計		13,643,073,690
負債		
未払買戻代金		30,652,163
負債合計		30,652,163
純資産合計		13,612,421,527
発行済投資証券口数		1,784,721 口
投資証券1口当たり純資産価格		7,627 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

損益および純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した会計年度

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
配当金	2.4	303,938,638
その他の収益		333,915
収益合計		304,272,553
費用		
保管費用		2,755,201
取引費用		142,316
登録費用		86,555
支払利息		399
その他の費用		549,408
費用合計		3,533,879
投資純利益		300,738,674

以下に係る実現純損益：	
投資損失	(1,926,906,871)
為替差損	(8,614,693)
当期実現純損失	(1,634,782,890)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資評価益	1,485,689,371
営業による純資産の純減少	(149,093,519)
元本の変動	
投資証券発行	139,678,089
投資証券買戻し	(4,458,981,732)
元本の純変動	(4,319,303,643)
期首現在純資産	18,080,818,689
期末現在純資産	13,612,421,527

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

統計情報(無監査)

期末現在発行済投資証券口数：	
2008年12月31日	3,130,238 □
2009年12月31日	2,387,158 □
発行投資証券口数	18,740 □
買戻投資証券口数	(621,177) □
2010年12月31日	1,784,721 □
	日本円
期末現在純資産合計：	
2008年12月31日	18,041,831,717
2009年12月31日	18,080,818,689
2010年12月31日	13,612,421,527
	日本円
投資証券1口当たり純資産価格：	
2008年12月31日	5,764
2009年12月31日	7,574
2010年12月31日	7,627

NRGEトレーディング・リミテッド

財務書類に対する注記

2010年12月31日現在

注1．活動

NRGEトレーディング・リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された免税会社である。当社は、主として日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「サブ・ファンド」という。）の投資会社として従事するように指定されている。当社は、ミューチュアル・ファンド法に基づき、ミューチュアル・ファンドとして規制を受ける。

投資の目的および方針

当社の投資目的および方針は、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指している。

投資目的は、エネルギーの生産および供給に従事する大手有力企業、ならびにエネルギー産業を支援する製品およびサービスを提供する企業またはその他のエネルギー産業に関連する企業の株式および固定利付債券に対する投資を通じて達成される。当社は、ヘッジ・ファンドに対する投資を通じて、従来とは異なる投資戦略に資産の配分を行うことがある。

当社は、これらの証券への直接投資、またはかかる証券への投資を投資方針とするファンドの受益証券もしくは投資証券への投資を行っている。

当社の指示的資産配分は、以下の通りである。

- ・ 50%から100% - 世界株式および株式関連証券
- ・ 0%から50% - 固定利付債券（現金を含む。）
- ・ 0%から50% - ヘッジ・ファンドまたは流動性の低い証券（流動性の低い証券の場合は15%を越えないものとする。）

投資運用会社は、市場、経済または政情の悪化に応じて、一時的に防御ポジションを取ることにより、上記の資産配分を変更することができる。そのような場合、当社は、資産の大部分を現金または投資適格債券で保有することがあり、投資目的を達成できない可能性がある。

注2．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券に対する投資の評価

- (a) 集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在において入手可能な純資産価額で評価される（評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、直近日の純資産価額を使用する）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の入手可能な市場価格（関連するサブ・ファンド信託証書において詳述される）で評価される。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- (d) 当社が保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。

(e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。

2.3 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.4 配当利息

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.5 為替予約

為替予約は、純資産計算書日現在適用可能な先物レートで、満期日までの残存期間に関して評価される。

為替予約から生じた未実現および実現損益は、損益および純資産変動計算書上で認識される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

外貨換算に係る未実現および実現損益は、当期の業績を決定する際に損益および純資産変動計算書上で認識される。

2010年12月31日現在、日本円以外の通貨建である当社の資産および負債の外貨換算に使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
米ドル	81.5400	韓国ウォン	0.0720
ブラジル・リアル	48.6240	ノルウェー・クローネ	13.8096
カナダ・ドル	81.5848	香港ドル	10.4751
豪ドル	82.9588	ユーロ	107.9916
英ポンド	126.3707		
スイス・フラン	86.6940		

注3．報酬および費用

サブ・ファンドと当社との間の費用負担契約に従って、当社に關係する一定の報酬および費用は、サブ・ファンドで計上される。

注4．税金

4.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当社が支払うべき税金は特になく、したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

4.2 その他の国々

当社は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。投資証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、投資証券の購入、保有および買戻しに対し発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注5. 2010年12月31日現在の投資の評価

2010年12月31日現在の当社の純資産価額は、当社の定款に記載されている評価方法に従って計算される。特に、証券取引所で取引される有価証券は、当該取引所または市場における直近の入手可能な市場価格で評価される。

投資がその関連する市場における2010年12月31日現在の終値で評価された場合、投資金額は合計13,591,222,264円となり、その結果、2010年12月31日現在の当社の純資産総額は13,624,952,230円、投資証券1口当たり純資産価格は7,634円になる。

NRGEトレーディング・リミテッド

投資明細表

2010年12月31日現在

(訳者注)

以下の表中の各通貨については、以下を参照のこと。

USD = 米ドル	BRL = ブラジル・リアル
GBP = 英ポンド	CAD = カナダ・ドル
EUR = ユーロ	NOK = ノルウェー・クローネ
HKD = 香港ドル	CHF = スイス・フラン
JPY = 日本円	AUD = 豪ドル
KRW = 韓国ウォン	

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率
----	----	----	------	----	----

公認の証券取引所への上場が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券

株式および新株引受権		日本円	日本円	%	
98,520	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	500,996,947	568,196,953	4.18
45,520	APACHE CORP	USD	351,086,013	443,919,551	3.26
95,970	BAKER HUGHES INC	USD	441,432,622	444,873,773	3.27
144,110	BG GROUP PLC	GBP	317,861,981	242,483,182	1.78
59,770	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	265,056,017	228,591,697	1.68
55,000	BP PLC - SPONS ADR	USD	171,022,736	197,102,625	1.45
327,060	CAIRN ENERGY PLC	GBP	109,107,696	173,134,703	1.27
55,570	CAMERON INTL CORP	USD	176,203,054	230,319,837	1.69
897,310	CENTRICA PLC	GBP	305,392,208	381,002,757	2.80
185,620	CHEVRON CORP	USD	1,558,560,720	1,382,926,927	10.17
329,000	CHINA HIGH SPEED TRANS EQPMT GP LTD	HKD	50,467,631	40,666,342	0.30
532,000	CHINA OILFIELD SERVICES LTD -H-	HKD	64,024,507	91,281,493	0.67
1,288,000	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL -H-	HKD	96,352,700	98,895,617	0.73
752,000	CNOOC LTD	HKD	90,245,635	143,366,088	1.05
99,100	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	USD	68,861,592	98,583,520	0.72
46,730	CONTINENTAL RESOURCES INC OK	USD	122,015,723	223,477,928	1.64
22,380	DRESSER RAND GROUP INC	USD	62,440,825	78,761,206	0.58
260,820	ENI SPA	EUR	563,429,759	466,998,373	3.43
360,000	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	HKD	58,472,313	88,807,699	0.65
61,170	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	163,729,020	97,700,459	0.72
46,860	HALLIBURTON CO	USD	103,790,724	155,475,088	1.14
56,860	HESS CORP	USD	291,980,792	354,403,803	2.60
37,820	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	USD	176,967,496	164,368,871	1.21
314,740	IBERDROLA RENOVABLES SA	EUR	137,581,298	90,207,533	0.66
250	INPEX CORPORATION (01605)	JPY	185,495,356	118,875,000	0.87

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

22,710	JOHNSON CONTROLS INC	USD	42,720,708	71,034,049	0.52
123,200	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	399,021,076	325,233,656	2.39
46,950	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	KRW	98,251,015	102,131,174	0.75
16,610	KOREA GAS CORPORATION	KRW	63,662,214	58,026,604	0.43
97,310	MARATHON OIL CORP	USD	488,775,913	292,947,640	2.15
27,390	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	88,285,014	148,095,512	1.09
29,360	NEWFIELD EXPLORATION CO	USD	104,160,034	173,518,216	1.27
61,000	NGK INSULATORS LTD (05333)	JPY	103,332,317	80,825,000	0.59
43,120	NOBLE ENERGY INC	USD	273,926,153	306,455,072	2.25
36,780	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	210,095,527	296,995,140	2.18
22,470	OCEANEERING INTL INC	USD	96,086,999	135,454,868	1.00
110,000	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	BRL	92,206,808	105,368,145	0.77
35,760	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	CAD	70,151,357	96,539,212	0.71
14,300	PETROCHINA CO LTD -ADR-	USD	151,534,095	150,556,806	1.11
167,310	PETROLEO BRASILEIRO SA PREF -ADR-	USD	478,321,300	448,973,410	3.30
93,920	PETROLEUM GEO-SERVICES	NOK	135,024,244	120,037,487	0.88
40,160	QEP RESOURCES INC	USD	84,317,433	118,640,475	0.87
58,570	QUESTAR CORP	USD	58,473,631	83,433,213	0.61
368,020	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	1,459,063,738	1,000,364,289	7.36
26,024	SCHLUMBERGER LTD	USD	89,399,263	177,462,660	1.30
1,300	SGS SA -REG-	CHF	139,645,341	180,774,394	1.33
1,368,000	SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO L-H	HKD	62,059,221	72,366,019	0.53
30,260	SHAW GROUP INC	USD	95,016,303	84,903,273	0.62
47,980	SOUTHWESTERN ENERGY CO	USD	111,357,845	144,793,867	1.06
263,300	STATOIL ASA	NOK	493,255,702	509,778,204	3.74
130,220	TALISMAN ENERGY INC (USD)	USD	175,998,924	234,448,576	1.72
161,000	TOKYO GAS CO LTD (09531)	JPY	57,187,971	57,960,000	0.43
106,430	TOTAL SA	EUR	834,473,558	465,948,328	3.42
33,900	TRANSOCEAN LTD	USD	138,210,483	191,504,250	1.41
113,530	TULLOW OIL PLC	GBP	132,350,793	184,070,260	1.35
143,990	WEG SA	BRL	107,167,247	152,699,783	1.12
69,970	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	108,133,705	141,207,549	1.04
132,190	WOOD GROUP (JOHN) PLC	GBP	61,213,336	93,380,618	0.69
47,412	WOODSIDE PETROLEUM LTD	AUD	216,633,890	168,342,821	1.24
株式および新株引受権合計			13,752,088,523	13,578,691,595	99.75
有価証券に対する投資合計			13,752,088,523	13,578,691,595	99.75

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

NRGEトレーディング・リミテッド

投資の分類(無監査)

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
アメリカ合衆国	石油	39.86
	エネルギー・公益事業	3.17
	電気工学・電子	1.73
	コングロマリットエネルギー関連	1.04
	その他のサービスエネルギー関連	0.62
		46.42

イギリス		
	石油	6.54
	エネルギー・公益事業	2.80
	化学エネルギー関連	2.39
		11.73
オランダ		
	石油	7.36
	その他のサービスエネルギー関連	1.68
		9.04
ブラジル		
	石油	4.07
	機械・装置製造	1.12
		5.19
ノルウェー		
	石油	4.62
		4.62
中国		
	石油	2.51
	エネルギー・公益事業	1.18
		3.69
イタリア		
	石油	3.43
		3.43
フランス		
	石油	3.42
		3.42

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

国名	業種	比率(%) [*]
スイス		
	石油	1.41
	その他のサービスエネルギー関連	1.33
		2.74
カナダ		
	石油	1.72
	エネルギー	0.71
		2.43
日本		
	石油	0.87
	電気工学・電子	0.59
	エネルギー・公益事業	0.43
		1.89
香港		
	石油	1.05
	機械・装置製造	0.30
		1.35

オーストラリア		
	石油	1.24
		1.24
韓国		
	エネルギー・公益事業	1.18
		1.18
ポルトガル		
	石油	0.72
		0.72
スペイン		
	エネルギー・公益事業	0.66
		0.66
投資合計		99.75

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

独立監査人の報告書

NRGEトレーディング・リミテッドの投資証券保有者各位

私どもは、NRGEトレーディング・リミテッド（以下「会社」という。）の添付の財務書類、すなわち2010年12月31日現在の純資産計算書および投資明細表、ならびに同日をもって終了する会計年度の損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報について監査を行った。

財務書類に対する会社の取締役会の責任

会社の取締役会は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成および、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成するために、会社の取締役会が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2010年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ適正な概観を与えている。

[署 名]

プライスウォーターハウスクーパース

2011年5月19日

[次へ](#)

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at December 31, 2010

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		17,674,862,053
At market value	2.2	13,612,421,530
Receivable on securities sold		30,652,163
Formation expenses	2.3	3,105,723
Total assets		13,646,179,416
Liabilities		
Payable on redemptions		30,652,163
Investment Manager fees payable	6	32,570,080
Distributor fees payable	8	20,854,729
Printing and publishing expenses payable		4,765,280
Administrator fees payable	5	4,333,822
Agent Company fees payable	9	3,336,791
Professional expenses payable		2,008,336
Trustee fees payable	3	500,518
Custodian fees payable	7	333,662
Manager fees payable	4	333,655
Total liabilities		99,689,036
Total net assets		13,546,490,380
Number of units outstanding		1,932,269
Net asset value per unit		7,011

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2010

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	142,785,199
Distributor fees	8	93,128,675
Administrator fees	5	19,136,520
Agent Company fees	9	14,734,483
Printing and publishing expenses		6,086,876
Formation expenses	2.3	5,199,540
Professional expenses		3,770,676
Legal fees		3,603,459
Trustee fees	3	2,015,251
Custodian fees	7	1,473,394
Manager fees	4	1,473,372
Total expenses		293,407,445
Net investment loss		(293,407,445)
Net realised on :		
Loss on investments		(1,696,432,695)
Loss on foreign exchange		(14,842)
Net realised loss for the year		(1,989,854,982)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		1,547,005,265
Net decrease in net assets as result of operations		(442,849,717)
Movement in capital		
Subscriptions of units		152,366,485
Redemptions of units		(4,164,535,553)
Net movement in capital		(4,012,169,068)
Net assets at the beginning of the year		18,001,509,165
Net assets at the end of the year		13,546,490,380

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statistical information

UNAUDITED

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

Number of units outstanding at the end of the year :

December 31, 2008	3,259,474
December 31, 2009	2,534,746
Units issued	21,965
Units redeemed	(624,442)
December 31, 2010	1,932,269

Total net assets at the end of the year :

JPY

December 31, 2008	17,953,249,731
December 31, 2009	18,001,509,165
December 31, 2010	13,546,490,380

Net asset value per unit :

JPY

December 31, 2008	5,508
December 31, 2009	7,102
December 31, 2010	7,011

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2010)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 1 - Activity**

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM (the "Series Trust") is a series trust of Nikko Offshore Funds (the "Trust") constituted pursuant to the Master Trust Deed and the Supplemental Trust Deed.

Investment objective and policies

The Series Trust seeks to provide a long-term preservation of capital with reasonable growth.

The Series Trust invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NRG Trading Ltd. (the "Trading Company"). The Trading Company is wholly owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of the Trading Company form part of the assets of the Series Trust.

The financial statements of the Series Trust should be read in a conjunction with the hereafter disclosed financial statements of the Trading Company.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities

The investment in the Trading Company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Formation expenses**

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of five years.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.5 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the JPY are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in the net assets for the year.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.13% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 6 - Investment Manager fee**

The Investment Manager, in its capacity as investment manager, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as follows :

For portion of net asset value equal to or less than JPY 10 billion	1.00%
For portion of net asset value over JPY 10 billion to equal to or less than JPY 30 billion	0.90%
For portion of net asset value over JPY 30 billion to equal to or less than JPY 50 billion	0.80%
For portion of net asset value over JPY 50 billion	0.70%

Note 7 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Distributor fee

The Distributor, in its capacity as distributor of the Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as follows :

For portion of net asset value equal to or less than JPY 10 billion	0.60%
For portion of net asset value over JPY 10 billion to equal to or less than JPY 30 billion	0.70%
For portion of net asset value over JPY 30 billion to equal to or less than JPY 50 billion	0.80%
For portion of net asset value over JPY 50 billion	0.90%

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company, in its capacity as agent company in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Taxation**10.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

Note 11 - Valuation of the investments as at December 31, 2010

The net asset value of the Series Trust as at December 31, 2010 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Trust Deed of the Series Trust. In particular, securities held by the Trading Company, which are traded on a securities exchange, are valued at their last available price on such securities exchange.

If the underlying investments of the Trading Company had been valued at the closing price of December 31, 2010 on the relevant markets, the net assets value of the Trading Company would have amounted to JPY 13,624,952,230 resulting in total net assets of the Series Trust of JPY 13,559,021,083 and a net asset value per unit of JPY 7,017 as at December 31, 2010.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Statement of investments as at December 31, 2010****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM**

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
1,784,721	NRGE TRADING Ltd.	JPY	17,674,862,053	13,612,421,530	100.49
Total investment funds			17,674,862,053	13,612,421,530	100.49
Total investments			17,674,862,053	13,612,421,530	100.49

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Classification of investments****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**

UNAUDITED

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment Funds / Mutual Funds	100.49
		100.49
Total investments		100.49

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Statement of net assets as at December 31, 2010**

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		13,752,088,523
At market value	2.2	13,578,691,595
Cash at banks		61,015,963
Dividend receivable	2.4	3,366,132
Total assets		13,643,073,690
Liabilities		
Payable on redemptions		30,652,163
Total liabilities		30,652,163
Total net assets		13,612,421,527
Number of shares outstanding		1,784,721
Net asset value per share		7,627

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRGE TRADING LTD.**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2010**

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividends	2.4	303,938,638
Other income		333,915
Total income		304,272,553
Expenses		
Safekeeping fees		2,755,201
Transaction fees		142,316
Registration fees		86,555
Interest charges		399
Other expenses		549,408
Total expenses		3,533,879
Net investment gain		300,738,674
Net realised on :		
Loss on investments		(1,926,906,871)
Loss on foreign exchange		(8,614,693)
Net realised loss for the year		(1,634,782,890)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		1,485,689,371
Net decrease in net assets as result of operations		(149,093,519)
Movement in capital		
Subscriptions of shares		139,678,089
Redemptions of shares		(4,458,981,732)
Net movement in capital		(4,319,303,643)
Net assets at the beginning of the year		18,080,818,689
Net assets at the end of the year		13,612,421,527

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRGE TRADING LTD.**Statistical information**

UNAUDITED

NRGE Trading Ltd.

Number of shares outstanding at the end of the year :

December 31, 2008	3,130,238
December 31, 2009	2,387,158
Shares issued during the year	18,740
Shares redeemed during the year	(621,177)
December 31, 2010	1,784,721

Total net assets at the end of the year :

December 31, 2008	18,041,831,717
December 31, 2009	18,080,818,689
December 31, 2010	13,612,421,527

Net asset value per share :

December 31, 2008	5,764
December 31, 2009	7,574
December 31, 2010	7,627

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2010)

NRGE Trading Ltd.**Note 1 - Activity**

NRGE Trading Ltd. (the "Company") is an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Company is designed to act primarily as the trading vehicle for Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM (the "Series Trust").

The Company is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law.

Investment objective and policies

The investment objective and policies of the Company are to provide a long-term preservation of capital with reasonable growth.

The investment objective is achieved through investments in equity and fixed income securities of large established issuers that are engaged in the production and distribution of energy, as well as those companies whose products and services support or are otherwise related to the energy industry. The Company may allocate assets to non-traditional investment strategies through investment in hedge funds.

The Company invests either directly in these instruments or in units or shares of funds, the investment policy of which is to invest in such instruments.

The indicative asset allocation of the Company is set forth below :

- Between 50% and 100% in global equities and equity related securities
- Between 0% and 50% in fixed income securities (including cash)
- Between 0% and 50% in Hedge Funds or illiquid securities (in case of illiquid securities no more than 15%)

The Investment Manager may vary the asset allocation referenced above by taking temporary defensive positions in response to adverse market, economic or political conditions. When doing so, the Company may hold a substantial portion of its assets in cash or investment grade fixed income securities and may not be pursuing its investment objective.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

NRGE Trading Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of the investments in securities**

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day (or if a net asset value as of such Valuation Day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day is used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the relevant Series Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange are selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by the Company are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;

2.3 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.4 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

NRGE Trading Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.6 - Foreign Currency**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the JPY are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

The exchange rates used for the translation of the Company's assets and liabilities not denominated in JPY as of December 31, 2010 are as follows :

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
USD	81.5400	KRW	0.0720
BRL	48.6240	NOK	13.8096
CAD	81.5848	HKD	10.4751
AUD	82.9588	EUR	107.9916
GBP	126.3707		
CHF	86.6940		

Note 3 - Fees and expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses relating to the Company are booked at the Series Trust level.

Note 4 - Taxation**4.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Company. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

4.2 - Other Countries

The Company may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

NRGE Trading Ltd.**Note 5 - Valuation of the investments as at December 31, 2010**

The net asset value of the Company as at December 31, 2010 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Articles of association of the Company. In particular, securities, which are traded on a securities exchange, are valued at their last available market price on such stock exchange or market.

If the investments had been valued at the closing price of December 31, 2010 on the relevant markets, the total investments would have amounted to JPY 13,591,222,264 resulting in total net assets of the Company of JPY 13,624,952,230 and a net asset value per unit of JPY 7,634 as at December 31, 2010.

NRGE TRADING LTD.

Statement of investments as at December 31, 2010

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
Shares and rights			JPY	JPY	%
98,520	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	500,996,947	568,196,953	4.18
45,520	APACHE CORP	USD	351,086,013	443,919,551	3.26
95,970	BAKER HUGHES INC	USD	441,432,622	444,873,773	3.27
144,110	BG GROUP PLC	GBP	317,861,981	242,483,182	1.78
59,770	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	265,056,017	228,591,697	1.68
55,000	BP PLC - SPONS ADR	USD	171,022,736	197,102,625	1.45
327,060	CAIRN ENERGY PLC	GBP	109,107,696	173,134,703	1.27
55,570	CAMERON INTL CORP	USD	176,203,054	230,319,837	1.69
897,310	CENTRICA PLC	GBP	305,392,208	381,002,757	2.80
185,620	CHEVRON CORP	USD	1,558,560,720	1,382,926,927	10.17
329,000	CHINA HIGH SPEED TRANS EQPMT GP LTD	HKD	50,467,631	40,666,342	0.30
532,000	CHINA OILFIELD SERVICES LTD -H-	HKD	64,024,507	91,281,493	0.67
1,288,000	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL -H-	HKD	96,352,700	98,895,617	0.73
752,000	CNOOC LTD	HKD	90,245,635	143,366,088	1.05
99,100	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	USD	68,861,592	98,583,520	0.72
46,730	CONTINENTAL RESOURCES INC OK	USD	122,015,723	223,477,928	1.64
22,380	DRESSER RAND GROUP INC	USD	62,440,825	78,761,206	0.58
260,820	ENI SPA	EUR	563,429,759	466,998,373	3.43
360,000	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	HKD	58,472,313	88,807,699	0.65
61,170	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	163,729,020	97,700,459	0.72
46,860	HALLIBURTON CO	USD	103,790,724	155,475,088	1.14
56,860	HESS CORP	USD	291,980,792	354,403,803	2.60
37,820	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	USD	176,967,496	164,368,871	1.21
314,740	IBERDROLA RENOVABLES SA	EUR	137,581,298	90,207,533	0.66
250	INPEX CORPORATION (01605)	JPY	185,495,356	118,875,000	0.87
22,710	JOHNSON CONTROLS INC	USD	42,720,708	71,034,049	0.52
123,200	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	399,021,076	325,233,656	2.39
46,950	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	KRW	98,251,015	102,131,174	0.75
16,610	KOREA GAS CORPORATION	KRW	63,662,214	58,026,604	0.43
97,310	MARATHON OIL CORP	USD	488,775,913	292,947,640	2.15
27,390	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	88,285,014	148,095,512	1.09
29,360	NEWFIELD EXPLORATION CO	USD	104,160,034	173,518,216	1.27
61,000	NGK INSULATORS LTD (05333)	JPY	103,332,317	80,825,000	0.59
43,120	NOBLE ENERGY INC	USD	273,926,153	306,455,072	2.25
36,780	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	210,095,527	296,995,140	2.18
22,470	OCEANEERING INTL INC	USD	96,086,999	135,454,868	1.00
110,000	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	BRL	92,206,808	105,368,145	0.77
35,760	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	CAD	70,151,357	96,539,212	0.71
14,300	PETROCHINA CO LTD -ADR-	USD	151,534,095	150,556,806	1.11
167,310	PETROLEO BRASILEIRO SA PREF -ADR-	USD	478,321,300	448,973,410	3.30
93,920	PETROLEUM GEO-SERVICES	NOK	135,024,244	120,037,487	0.88
40,160	QEP RESOURCES INC	USD	84,317,433	118,640,475	0.87
58,570	QUESTAR CORP	USD	58,473,631	83,433,213	0.61
368,020	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	1,459,063,738	1,000,364,289	7.36
26,024	SCHLUMBERGER LTD	USD	89,399,263	177,462,660	1.30

NRGE TRADING LTD.**Statement of investments as at December 31, 2010 (continued)****NRGE Trading Ltd.**

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Shares and rights (continued)			JPY	JPY	%
1,300	SGS SA -REG-	CHF	139,645,341	180,774,394	1.33
1,368,000	SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO L-H	HKD	62,059,221	72,366,019	0.53
30,260	SHAW GROUP INC	USD	95,016,303	84,903,273	0.62
47,980	SOUTHWESTERN ENERGY CO	USD	111,357,845	144,793,867	1.06
263,300	STATOIL ASA	NOK	493,255,702	509,778,204	3.74
130,220	TALISMAN ENERGY INC (USD)	USD	175,998,924	234,448,576	1.72
161,000	TOKYO GAS CO LTD (09531)	JPY	57,187,971	57,960,000	0.43
106,430	TOTAL SA	EUR	834,473,558	465,948,328	3.42
33,900	TRANSOCEAN LTD	USD	138,210,483	191,504,250	1.41
113,530	TULLOW OIL PLC	GBP	132,350,793	184,070,260	1.35
143,990	WEG SA	BRL	107,167,247	152,699,783	1.12
69,970	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	108,133,705	141,207,549	1.04
132,190	WOOD GROUP (JOHN) PLC	GBP	61,213,336	93,380,618	0.69
47,412	WOODSIDE PETROLEUM LTD	AUD	216,633,890	168,342,821	1.24
Total Shares and rights			13,752,088,523	13,578,691,595	99.75
Total investments in securities			13,752,088,523	13,578,691,595	99.75

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Classification of investments****NRGE Trading Ltd.**

UNAUDITED

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Petroleum	39.86
	Energy & Public Utilities	3.17
	Electrical Engineering & Electronic Energy	1.73
	Conglomerates Energy Related	1.04
	Miscellaneous Services Energy Related	0.62
		46.42
United Kingdom		
	Petroleum	6.54
	Energy & Public Utilities	2.80
	Chemicals Energy Related	2.39
		11.73
Netherlands		
	Petroleum	7.36
	Miscellaneous Services Energy Related	1.68
		9.04
Brazil		
	Petroleum	4.07
	Machine & Apparatus Construction	1.12
		5.19
Norway		
	Petroleum	4.62
		4.62
China		
	Petroleum	2.51
	Energy & Public Utilities	1.18
		3.69
Italy		
	Petroleum	3.43
		3.43
France		
	Petroleum	3.42
		3.42

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Classification of investments (continued)****NRGE Trading Ltd.**

Classification of investments by country and by economical sector (continued)

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Switzerland		
	Petroleum	1.41
	Miscellaneous Services Energy Related	1.33
		2.74
Canada		
	Petroleum	1.72
	Energy	0.71
		2.43
Japan		
	Petroleum	0.87
	Electrical Engineering & Electronic Energy	0.59
	Energy & Public Utilities	0.43
		1.89
Hong Kong		
	Petroleum	1.05
	Machine & Apparatus Construction	0.30
		1.35
Australia		
	Petroleum	1.24
		1.24
Republic of Korea		
	Energy & Public Utilities	1.18
		1.18
Portugal		
	Petroleum	0.72
		0.72
Spain		
	Energy & Public Utilities	0.66
		0.66
Total investments		99.75

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.



Independent Auditor's Report

To the shareholders of NRGE Trading Ltd.

We have audited the accompanying financial statements of NRGE Trading Ltd. (the "Company"), which comprise the statement of net assets and the statement of investment as at 31 December 2010, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Company's Board of Directors for the Financial Statements

The Company's Board of Directors is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as the Company's Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2010, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

19 May 2011

PricewaterhouseCoopers, PO Box 258, Strathvale House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

(2) 【2009年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

純資産計算書

2009年12月31日現在

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		23,690,264,477
時価	2.2	18,080,818,689
有価証券売却未収金		77,123,519
設立費用	2.3	8,665,901
資産合計		18,166,608,109
負債		
未払買戻代金		77,123,520
未払投資運用報酬	6	42,893,291
未払販売報酬	8	28,872,568
未払管理事務代行報酬	5	5,821,438
未払代行協会員報酬	9	4,482,350
未払印刷・公告費		2,819,810
未払受託報酬	3	800,000
未払専門家報酬		760,801
未払保管報酬	7	448,223
未払管理報酬	4	448,216
未払設立費用		360,638
未払弁護士報酬		268,089
負債合計		165,098,944
純資産合計		18,001,509,165
発行済受益証券口数		2,534,746 口
1口当たり純資産価格		7,102 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

損益および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した会計年度

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬		176,562,308
販売報酬	8	119,366,832
管理事務代行報酬	5	24,005,182
代行協会員報酬	9	18,483,250
印刷・公告費		9,288,008
設立費用	2.3	5,199,540
弁護士報酬		3,800,376
受託報酬	3	2,715,602
保管報酬	7	1,848,272
管理報酬	4	1,848,253
その他の費用		2,500
費用合計		<u>363,120,123</u>
投資純損失		<u>(363,120,123)</u>
投資有価証券に係る実現純損失		(2,690,617,304)
為替に係る実現純損失	2.6	(13,264)
当事業年度の実現純損失		<u>(3,053,750,691)</u>
投資有価証券に係る未実現利益の純変動		7,798,283,403
運用による純資産の純増加		<u>4,744,532,712</u>
資本の変動		
受益証券発行口数		655,130,626
受益証券買戻口数		5,351,403,904
資本の純変動		<u>(4,696,273,278)</u>
期首現在純資産		<u>17,953,249,731</u>
期末現在純資産		<u>18,001,509,165</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

統計情報（無監査）

期末現在発行済受益証券口数：

2007年12月31日現在	6,169,777 口
2008年12月31日現在	3,259,474 口
発行受益証券口数	114,797 口
買戻受益証券口数	(839,525)口
2009年12月31日現在	2,534,746 口

日本円

期末現在純資産合計：

2007年12月31日現在	81,912,946,749
2008年12月31日現在	17,953,249,731
2009年12月31日現在	18,001,509,165

日本円

受益証券1口当たり純資産価格：

2007年12月31日現在	13,276
2008年12月31日現在	5,508
2009年12月31日現在	7,102

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

財務書類に対する注記

2009年12月31日現在

注1．活動

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「当サブ・ファンド」という。）は、受託会社と管理会社間の2006年8月1日付のサブ・ファンド信託証書に基づいて設定された、日興オフショア・ファンズ（以下「当トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

投資目的および方針

当サブ・ファンドは、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指している。

当サブ・ファンドは、法律、責任またはその他の理由から、すべての資産をNRGEトレーディング・リミテッド（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資している。トレーディング・カンパニーは、当サブ・ファンドの受託会社とその資格において受託会社によって、または受託会社のために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当サブ・ファンドの資産の一部を構成している。

当サブ・ファンドの財務書類は、トレーディング・カンパニーの財務書類（以下に開示されている。）と共に閲覧されるべきである。

注2．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券に対する投資の評価

集団投資スキームである投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在に入手可能な純資産価額で評価される（または、評価日現在の純資産価額が入手できない場合には、直前日の純資産価額を利用する。）。

証券取引所で取引される有価証券は、（サブ・ファンド信託証書に詳述されている通り）当該証券取引所における最新の入手可能な市場価格で評価されるが、いずれの証券取引所によるかは管理会社が管理事務代行会社と協議の上選択する。

短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。

評価が行われる日において、ある資産の評価に指定された取引所または市場が開かれていない場合、当該資産の評価は、かかる取引所または市場が開かれていた直前日現在で決定される。

トレーディング・カンパニーに対する投資は、管理事務代行会社が提供する純資産価額に基づいた公正価値で評価される。

2.3 設立費用

設立費用は、定額法で5年間にわたり償却される。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.5 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。外貨換算に係る未実現および実現損益は、当期の損益および純資産変動計算書に計上される。

注3．受託報酬

受託会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルである。

注4．管理報酬

管理会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資運用報酬

投資顧問会社は、投資運用会社としての資格において、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して以下の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率1.00%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.90%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.70%

注7．保管報酬

保管会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売会社としての資格において、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して以下の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率0.60%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.70%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.90%

注9．代行協会員報酬

代行協会員は、日本における代行協会員としての資格において、当サブ・ファンドの資産から、当サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．税金**10.1 ケイマン諸島**

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当トラストが支払うべき税金は特にない。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

10.2 その他の国々

当サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11．2009年12月31日現在の投資の評価

2009年12月31日現在の当サブ・ファンドの純資産価額は、当サブ・ファンドの信託証書に記載されている評価方法に従って計算される。特に、証券取引所で取引される有価証券は、当該取引所における直近の入手可能な市場価格で評価される。

トレーディング・カンパニーの投資対象の投資有価証券がその関連する市場における2009年12月31日現在の終値で評価された場合、トレーディング・カンパニーの純資産価額は合計18,206,554,236円となり、その結果、2009年12月31日現在の当サブ・ファンドの純資産総額は18,127,244,713円、受益証券1口当たり純資産価格は7,152円になる。

投資有価証券明細表等

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資明細表

2009年12月31日現在
(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
I. 投資信託			日本円	日本円	%
2,387,158	NRGE トレーディング・リミテッド	日本円	23,690,264,477	18,080,818,689	100.44
投資信託合計			23,690,264,477	18,080,818,689	100.44
投資合計			23,690,264,477	18,080,818,689	100.44

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する時価の比率 (%)

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資の分類（無監査）

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		
	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	100.44
		100.44
投資合計		100.44

(*) 純資産合計に対する時価の比率 (%)

< NRGE トレーディング・リミテッドの財務書類 >

NRGEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2009年12月31日現在

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資		
取得原価		19,672,116,259
時価	2.2	18,013,029,960
銀行預金		143,311,083
未収配当金		1,601,166
資産合計		<u>18,157,942,209</u>
負債		
未払買戻代金		77,123,520
負債合計		<u>77,123,520</u>
純資産合計		<u>18,080,818,689</u>
発行済投資証券口数		2,387,158 口
投資証券1口当たり純資産価格		7,574 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

損益および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した会計年度

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
配当金	2.4	454,430,078
債券利息		42,052,699
銀行利息	2.3	15,572
その他の収益		321,226
収益合計		<u>496,819,575</u>
費用		
保管費用		2,794,190

取引費用		496,690
その他の費用		2,391,458
費用合計		5,682,338
投資純利益		491,137,237
以下に係る実現純損益：		
投資損失		(3,776,332,262)
為替差損	2.6	(11,071,792)
当期実現純損失		(3,296,266,817)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資評価益		8,404,254,131
営業による純資産の純増加		5,107,987,314
元本の変動		
投資証券発行		557,737,402
投資証券買戻し		(5,626,737,744)
元本の純変動		(5,069,000,342)
期首現在純資産		18,041,831,717
期末現在純資産		18,080,818,689

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

統計情報(無監査)

期末現在発行済投資証券口数：

2007年12月31日	6,051,851 □
2008年12月31日	3,130,238 □
発行投資証券口数	93,774 □
買戻投資証券口数	(836,854) □
2009年12月31日	2,387,158 □

日本円

期末現在純資産合計：

2007年12月31日	82,307,312,438
2008年12月31日	18,041,831,717
2009年12月31日	18,080,818,689

日本円

投資証券1口当たり純資産価格：

2007年12月31日	13,600
2008年12月31日	5,764

2009年12月31日

7,574

NRGEトレーディング・リミテッド

財務書類に対する注記

2009年12月31日現在

注1．活動

NRGEトレーディング・リミテッド(以下「当社」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された免税会社である。当社は、主として日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM(以下「サブ・ファンド」という。)の投資会社として従事するように指定されている。

当社は、ミューチュアル・ファンド法に基づき、ミューチュアル・ファンドとして規制を受ける。

投資の目的および方針

当社の投資目的および方針は、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指している。

投資目的は、エネルギーの生産および供給に従事する大手有力企業、ならびにエネルギー産業を支援する製品およびサービスを提供する企業またはその他のエネルギー産業に関連する企業の株式および固定利付債券に対する投資を通じて達成される。当社は、ヘッジ・ファンドに対する投資を通じて、従来とは異なる投資戦略に資産の配分を行うことがある。

当社は、これらの証券への直接投資、またはかかる証券への投資を投資方針とするファンドの受益証券もしくは投資証券への投資を行っている。

当社の指示的資産配分は、以下の通りである。

- ・ 50%から100% - 世界株式および株式関連証券
- ・ 0%から50% - 固定利付債券(現金を含む。)
- ・ 0%から50% - ヘッジ・ファンドまたは流動性の低い証券(流動性の低い証券の場合は15%を越えないものとする。)

投資運用会社は、市場、経済または政情の悪化に応じて、一時的に防御ポジションを取ることににより、上記の資産配分を変更することができる。そのような場合、当社は、資産の大部分を現金または投資適格債券で保有することがあり、投資目的を達成できない可能性がある。

注2．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券に対する投資の評価

証券取引所への公式上場が認められた有価証券、または通常開かれており、公認かつ公開されているその他の規制市場で取引されている有価証券は、当該証券取引所または市場における最新の入手可能な市場価格で評価される。

証券取引所に上場されていない、もしくは規制市場で取引されていない有価証券、または、証券取引所に公式上場が認められた、もしくはその他の規制市場で取引されているが、建値が入手できないかまたは上記の価格が公正市場価値を表していない有価証券は、合理的に予測可能な売却価格を基に慎重かつ誠実に評価される。

短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。

投資信託は、直近の入手可能な純資産価額で評価される。

2.3 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.4 配当利息

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.5 為替予約

為替予約は、純資産計算書日現在適用可能な先物レートで、満期日までの残存期間に関して評価される。

為替予約から生じた未実現および実現損益は、損益および純資産変動計算書上で認識される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

外貨換算に係る未実現および実現損益は、当期の業績を決定する際に損益および純資産変動計算書上で認識される。

2009年12月31日現在、日本円以外の通貨建である当社の資産および負債の外貨換算に使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
米ドル	92.1250	デンマーク・クローネ	17.7602
ブラジル・リアル	52.8999	韓国ウォン	0.0792
カナダ・ドル	87.9181	ノルウェー・クローネ	15.8628
豪ドル	82.2123	香港ドル	11.8789
英ポンド	146.2852	ユーロ	132.1671
スイス・フラン	88.7609		

注3．報酬および費用

サブ・ファンドと当社との間の費用負担契約に従って、当社に關係する一定の報酬および費用は、サブ・ファンドで計上される。

注4．税金

4.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当社が支払うべき税金は特にない。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

4.2 その他の国々

当社は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。投資証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、投資証券の購入、保有および買戻しに対し発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談するべきである。

注5. 2009年12月31日現在の投資の評価

2009年12月31日現在の当社の純資産価額は、当社の定款に記載されている評価方法に従って計算される。特に、証券取引所で取引される有価証券は、当該取引所または市場における直近の入手可能な市場価格で評価される。

投資がその関連する市場における2009年12月31日現在の終値で評価された場合、投資金額は合計18,138,765,507円となり、その結果、2009年12月31日現在の当社の純資産総額は18,206,554,236円、投資証券1口当たり純資産価格は7,627円になる。

NRGEトレーディング・リミテッド

投資明細表

2009年12月31日現在

(訳者注)

以下の表中の各通貨については、以下を参照のこと。

EUR = ユーロ	BRL = ブラジル・リアル
USD = 米ドル	CHF = スイス・フラン
GBP = 英ポンド	NOK = ノルウェー・クローネ
HKD = 香港ドル	CAD = カナダ・ドル
JPY = 日本円	AUD = 豪ドル
KRW = 韓国ウォン	

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
公認の証券取引所への上場が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券					
株式および新株引受権			日本円	日本円	%
36,000	AIR LIQUIDE SA	EUR	387,892,911	397,341,855	2.20
48,170	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	288,207,618	284,010,184	1.57
45,520	APACHE CORP	USD	351,086,013	438,307,546	2.42
26,400	BAKER HUGHES INC	USD	184,282,769	99,035,064	0.55
144,110	BG GROUP PLC	GBP	317,861,981	240,008,975	1.33
85,970	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	381,242,525	305,875,937	1.69
1,669,780	BP PLC	GBP	2,121,714,868	1,477,797,606	8.17
498,600	CAIRN ENERGY PLC	GBP	166,333,691	240,111,206	1.33
23,520	CARBO CERAMICS INC	USD	89,687,809	150,482,799	0.83
1,167,350	CENTRICA PLC	GBP	397,298,140	478,827,876	2.65
204,450	CHEVRON CORP	USD	1,716,667,057	1,454,246,278	8.04
329,000	CHINA HIGH SPEED TRANS EQT GP LTD	HKD	50,467,631	72,848,151	0.40
532,000	CHINA OILFIELD SERVICES LTD -H-	HKD	64,024,507	57,950,568	0.32
1,288,000	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL -H-	HKD	96,352,700	103,887,278	0.57
752,000	CNOOC LTD	HKD	90,245,635	106,480,682	0.59
72,480	CONTINENTAL RESOURCES INC OK	USD	189,251,007	293,263,362	1.62
178,250	DRAGON OIL PLC	GBP	105,266,306	101,563,423	0.56
22,380	DRESSER RAND GROUP INC	USD	62,440,825	66,718,440	0.37
137,590	EDP RENOVAVEIS SA	EUR	136,779,855	121,293,083	0.67

431,680	ENI SPA	EUR	932,525,719	1,019,553,010	5.64
12,990	FLOWERVE CORP	USD	86,889,724	115,673,329	0.64
18,100	FLUOR CORP	USD	95,156,095	76,002,904	0.42
24,350	FPL GROUP INC	USD	130,772,543	119,766,726	0.66
61,170	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	163,729,020	98,309,477	0.54
41,970	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	EUR	103,662,418	65,316,546	0.36
46,860	HALLIBURTON CO	USD	103,790,724	127,955,152	0.71
714,840	HANSEN TRANSMISSIONS INT	GBP	155,794,591	109,799,022	0.61
56,860	HESS CORP	USD	291,980,792	320,212,694	1.77
124,440	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	USD	582,280,146	457,185,497	2.53
314,740	IBERDROLA RENOVABLES SA	EUR	137,581,298	138,522,239	0.77
250	INPEX CORPORATION (01605)	JPY	185,495,356	175,250,000	0.97
54,520	JOHNSON CONTROLS INC	USD	102,559,796	139,730,195	0.77
208,140	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	674,125,379	472,245,335	2.61
16,610	KOREA GAS CORPORATION	KRW	63,662,214	63,908,121	0.35
158,010	MARATHON OIL CORP	USD	793,664,392	455,769,159	2.52
18,400	MURPHY OIL CORP	USD	103,583,624	92,247,298	0.51
27,390	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	88,285,014	113,170,119	0.63
29,360	NEWFIELD EXPLORATION CO	USD	104,160,034	133,968,184	0.74
61,000	NGK INSULATORS LTD (05333)	JPY	103,332,317	123,220,000	0.68
86,410	NOBLE ENERGY INC	USD	548,932,255	572,520,415	3.17
75,260	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	429,901,831	569,225,916	3.15
110,000	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	BRL	92,206,808	98,340,873	0.54
14,300	PETROCHINA CO LTD -ADR-	USD	151,534,095	158,231,337	0.88
2,146,000	PETROCHINA CO LTD -H-	HKD	351,673,086	235,547,456	1.30
34,550	PETROLEO BRASILEIRO SA PEF -ADR-	USD	88,018,767	135,146,665	0.75
58,570	QUESTAR CORP	USD	181,443,552	231,208,259	1.28
390,330	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	1,547,514,669	1,089,743,845	6.03
19,350	SCHLUMBERGER LTD	USD	106,469,094	116,226,687	0.64
1,300	SGS SA -REG-	CHF	139,645,341	156,006,170	0.86
1,368,000	SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO L-H	HKD	62,059,221	58,338,771	0.32
30,260	SHAW GROUP INC	USD	95,016,303	81,902,660	0.45
37,360	SMITH INTERNATIONAL INC	USD	89,404,050	93,616,643	0.52
68,080	SOUTHWESTERN ENERGY CO	USD	158,008,380	309,579,355	1.71
99,800	STATOIL ASA	NOK	188,897,146	231,925,626	1.28
113,900	SUNCOR ENERGY INC	CAD	509,473,613	374,218,285	2.07
9,150	TAEWOONG CO LTD	KRW	59,103,473	54,256,661	0.30
130,220	TALISMAN ENERGY INC (USD)	USD	175,998,924	226,254,212	1.25
161,000	TOKYO GAS CO LTD (09531)	JPY	57,187,971	59,731,000	0.33
186,900	TOTAL SA	EUR	1,465,405,504	1,121,719,150	6.20
113,530	TULLOW OIL PLC	GBP	132,350,793	216,565,143	1.20
83,910	VALERO ENERGY CORP	USD	132,459,837	129,867,445	0.72
190,790	WEG SA	BRL	141,999,020	185,202,288	1.02
70,480	WELLSTREAM HOLDINGS PLC	GBP	63,225,915	54,850,154	0.30
116,500	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	180,042,540	228,710,797	1.27
132,190	WOOD GROUP (JOHN) PLC	GBP	61,213,336	59,539,971	0.34
43,765	WOODSIDE PETROLEUM LTD	AUD	204,323,378	170,366,292	0.95
3,647	WOODSIDE PETROLEUM NON R	AUD	0	1,574,098	0.01
360,000	XINAO GAS HLDGS LTD	HKD	58,472,313	84,758,466	0.48

株式および新株引受権合計

19,672,116,259

18,013,029,960

99.63

有価証券に対する投資合計

19,672,116,259

18,013,029,960

99.63

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

NRGEトレーディング・リミテッド

投資の分類(無監査)

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
アメリカ合衆国		
	石油	31.68
	電気工学・電子	3.30
	エネルギー・公益事業	1.94
	コングロマリットエネルギー関連	1.26
	機械・装置製造	1.16
	その他のサービスエネルギー関連	0.87
		40.21
イギリス		
	石油	18.69
	エネルギー・公益事業	2.65
	化学エネルギー関連	2.61
		23.95
フランス		
	石油	6.20
	化学エネルギー関連	2.20
		8.40
イタリア		
	石油	5.64
		5.64
中国		
	石油	3.08
	エネルギー・公益事業	0.79
	機械・装置製造	0.40
		4.27
カナダ		
	エネルギー・公益事業	2.07
	石油	1.25
		3.32
ブラジル		
	石油	1.30
	機械・装置製造	1.02
		2.32
日本		
	石油	0.97
	電気工学・電子	0.68
	エネルギー・公益事業	0.33
		1.98
国名	業種	比率(%) [*]
スペイン		
	エネルギー・公益事業	1.45

電気工学・電子	0.36
	1.81
オランダ	
その他のサービスエネルギー関連	1.69
	1.69
ノルウェー	
石油	1.28
	1.28
オーストラリア	
石油	0.95
	0.95
スイス	
その他のサービスエネルギー関連	0.86
	0.86
韓国	
エネルギー・公益事業	0.35
機械・装置製造	0.30
	0.65
ベルギー	
その他の消費財(グリーン)	0.61
	0.61
香港	
石油	0.59
	0.59
サウジアラビア	
石油	0.56
	0.56
ポルトガル	
石油	0.54
	0.54
投資合計	99.63

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

独立監査人の報告書

NRGEトレーディング・リミテッドの投資証券保有者各位

私どもは、NRGEトレーディング・リミテッド(以下「会社」という。)の添付の財務書類、すなわち2009年12月31日現在の純資産計算書および投資明細表、ならびに同日をもって終了する会計年度の損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠したこれらの財務書類の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正または誤謬による重要な虚偽の表

示のない財務書類の作成および適正な表示に関連した内部統制の設計、運用および整備、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に照らして合理的である会計上の見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、取締役会が採用した会計方針の適切性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2009年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ適正な概観を与えている。

[署 名]

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2010年6月8日

[次へ](#)

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets at December 31, 2009

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		23,690,264,477
At market value	2.2	18,080,818,689
Receivable on securities sold		77,123,519
Formation expenses	2.3	8,665,901
Total assets		18,166,608,109
Liabilities		
Payable on redemptions		77,123,520
Investment Manager fees payable	6	42,893,291
Distributor fees payable	8	28,872,568
Administrator fees payable	5	5,821,438
Agent Company fees payable	9	4,482,350
Printing and publishing expenses payable		2,819,810
Trustee fees payable	3	800,000
Professional expenses payable		760,801
Custodian fees payable	7	448,223
Manager fees payable	4	448,216
Formation expenses payable		360,638
Legal expenses payable		268,089
Total liabilities		165,098,944
Total net assets		18,001,509,165
Number of unit outstanding		2,534,746
Net assets per unit		7,102

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2009

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees		176,562,308
Distributor fees	8	119,366,832
Administrator fees	5	24,005,182
Agent Company fees	9	18,483,250
Printing and publishing expenses		9,288,008
Formation expenses	2.3	5,199,540
Legal fees		3,800,376
Trustee fees	3	2,715,602
Custodian fees	7	1,848,272
Manager fees	4	1,848,253
Other fees		2,500
Total expenses		363,120,123
Net investment loss		(363,120,123)
Net realised on :		
Loss on investments		(2,690,617,304)
Loss on foreign exchange	2.6	(13,264)
Net realised loss for the year		(3,053,750,691)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		7,798,283,403
Net increase in net assets as result of operations		4,744,532,712
Movement in capital		
Subscription of units		655,130,626
Redemption of units		(5,351,403,904)
Net movement in capital		(4,696,273,278)
Net assets at the beginning of the year		17,953,249,731
Net assets at the end of the year		18,001,509,165

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statistical information

UNAUDITED

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM

Number of units outstanding at the end of the year :

December 31, 2007	6,169,777
December 31, 2008	3,259,474
Units issued	114,797
Units redeemed	(839,525)
December 31, 2009	2,534,746

Total net assets at the end of the year :

JPY

December 31, 2007	81,912,946,749
December 31, 2008	17,953,249,731
December 31, 2009	18,001,509,165

Net assets per unit :

JPY

December 31, 2007	13,276
December 31, 2008	5,508
December 31, 2009	7,102

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2009)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 1 - Activity**

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM (the "Series Trust") is a series trust of Nikko Offshore Funds (the "Trust") constituted pursuant to the Series Trust Deed dated August 1, 2006 between the Trustee and the Manager.

Investment objective and policies

The Series Trust seeks to provide a long-term preservation of capital with reasonable growth.

The Series Trust invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NRG Trading Ltd. (the "Trading Company"). The Trading Company is wholly owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of the Trading Company form part of the assets of the Series Trust.

The financial statements of the Series Trust should be read in conjunction with the hereafter disclosed financial statements of the Trading Company.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities

Collective investment schemes, investment funds and mutual funds shall be valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used).

Securities, which are traded on a securities exchange, shall be valued at their latest available market price (as more fully described in the relevant Series Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator.

Short-term money market instruments and bank deposits shall be valued at the cost plus accrued interest.

If on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets shall be determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business.

The investment in the Trading Company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Formation expenses**

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of five years.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.5 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the JPY are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of US\$ 15,000 per annum and a maximum of US\$ 30,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.13% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM**Note 6 - Investment Manager fee**

The Investment Manager, in its capacity as investment manager, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as follows :

For portion of net asset value equal to or less than JPY 10 billions	1.00%
For portion of net asset value over JPY 10 billions to equal to or less than JPY 30 billions	0.90%
For portion of net asset value over JPY 30 billions to equal to or less than JPY 50 billions	0.80%
For portion of net asset value over JPY 50 billions	0.70%

Note 7 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Distributor fee

The Distributor, in its capacity as distributor of the Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as follows :

For portion of net asset value equal to or less than JPY 10 billions	0.60%
For portion of net asset value over JPY 10 billions to equal to or less than JPY 30 billions	0.70%
For portion of net asset value over JPY 30 billions to equal to or less than JPY 50 billions	0.80%
For portion of net asset value over JPY 50 billions	0.90%

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company, in its capacity as agent company in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM**Note 10 - Taxation****10.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 11 - Valuation of the investments at December 31, 2009

The net asset value of the Series Trust as at December 31, 2009 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Trust Deed of the Series Trust. In particular, securities, which are traded on a securities exchange, are valued at their last available price on such securities exchange.

If the underlying investments of the Trading Company had been valued at the closing price of December 31, 2009 on the relevant markets, the net assets value of the Trading Company would have amounted to JPY 18,206,554,236 resulting in total net assets of the Series Trust of JPY 18,127,244,713 and a net asset value per unit of JPY 7,152 as at December 31, 2009.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Statement of investments at December 31, 2009****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM** (Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Investment funds			JPY	JPY	%
2,387,158	NRGE TRADING Ltd.	JPY	23,690,264,477	18,080,818,689	100.44
Total investment funds			23,690,264,477	18,080,818,689	100.44
Total investments			23,690,264,477	18,080,818,689	100.44

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Classification of investments****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**

UNAUDITED

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment Funds / Mutual Funds	100.44
		100.44
Total investments		100.44

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Statement of net assets at December 31, 2009**

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		19,672,116,259
At market value	2.2	18,013,029,960
Cash at banks		143,311,083
Dividend receivable		1,601,166
Total assets		18,157,942,209
Liabilities		
Payable on redemption		77,123,520
Total liabilities		77,123,520
Total net assets		18,080,818,689
Number of share outstanding		2,387,158
Net assets per share		7,574

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRGE TRADING LTD.**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2009**

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividends	2.4	454,430,078
Interest on bonds		42,052,699
Bank interest	2.3	15,572
Other income		321,226
Total income		496,819,575
Expenses		
Safekeeping fees		2,794,190
Transaction fees		496,690
Other expenses		2,391,458
Total expenses		5,682,338
Net investment gain		491,137,237
Net realised on :		
Loss on investments		(3,776,332,262)
Loss on foreign exchange	2.6	(11,071,792)
Net realised loss for the year		(3,296,266,817)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		8,404,254,131
Net increase in net assets as result of operations		5,107,987,314
Movement in capital		
Subscription of shares		557,737,402
Redemption of shares		(5,626,737,744)
Net movement in capital		(5,069,000,342)
Net assets at the beginning of the year		18,041,831,717
Net assets at the end of the year		18,080,818,689

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRGE TRADING LTD.**Statistical information**

UNAUDITED

NRGE Trading Ltd.**Number of shares outstanding at the end of the year :**

December 31, 2007	6,051,851
December 31, 2008	3,130,238
Shares issued during the year	93,774
Shares redeemed during the year	(836,854)
December 31, 2009	2,387,158

Total net assets at the end of the year :

December 31, 2007	82,307,312,438
December 31, 2008	18,041,831,717
December 31, 2009	18,080,818,689

Net assets per share :

December 31, 2007	13,600
December 31, 2008	5,764
December 31, 2009	7,574

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2009)

NRGE Trading Ltd.**Note 1 - Activity**

NRGE Trading Ltd. (the "Company") is an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Company is designed to act primarily as the trading vehicle for Nikko Offshore Funds - **Nikko Rockefeller Global Energy Fund**SM (the "Series Trust").

The Company is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law.

Investment objective and policies

The investment objective and policies of the Company are to provide a long-term preservation of capital with reasonable growth.

The investment objective is achieved through investments in equity and fixed income securities of large established issuers that are engaged in the production and distribution of energy, as well as those companies whose products and services support or are otherwise related to the energy industry. The Company may allocate assets to non-traditional investment strategies through investment in hedge funds.

The Company invests either directly in these instruments or in units or shares of funds, the investment policy of which is to invest in such instruments.

The indicative asset allocation of the Company is set forth below :

- Between 50% and 100% in global equities and equity related securities
- Between 0% and 50% in fixed income securities (including cash)
- Between 0% and 50% in Hedge Funds or illiquid securities (in case of illiquid securities no more than 15%)

The Investment Manager may vary the asset allocation referenced above by taking temporary defensive positions in response to adverse market, economic or political conditions. When doing so, the Company may hold a substantial portion of its assets in cash or investment grade fixed income securities and may not be pursuing its investment objective.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

NRGE Trading Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of the investments in securities**

Securities admitted for official listing on a stock exchange or traded on another regulated market, which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at their latest available market price on such stock exchange or market.

Securities not listed on any stock exchange or not traded on any regulated market or securities admitted for official listing on a stock exchange or traded on another regulated market for which no price quotation is available or for which the price referred to above is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonable foreseeable sales prices.

Short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest.

Investment funds are valued at their last available net asset values.

2.3 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.4 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

NRGE Trading Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.6 - Foreign Currency**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the JPY are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

The exchange rates used for the translation of the Company's assets and liabilities not denominated in JPY as of December 31, 2009 are as follows :

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
USD	92.1250	DKK	17.7602
BRL	52.8999	KRW	0.0792
CAD	87.9181	NOK	15.8628
AUD	82.2123	HKD	11.8789
GBP	146.2852	EUR	132.1671
CHF	88.7609		

Note 3 - Fees and expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses relating to the Company are booked at the Series Trust level.

Note 4 - Taxation**4.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Company. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

4.2 - Other Countries

The Company may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

NRGE Trading Ltd.**Note 5 - Valuation of the investments at December 31, 2009**

The net asset value of the Company as at December 31, 2009 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Articles of association of the Company. In particular, securities, which are traded on a securities exchange, are valued at their last available market price on such stock exchange or market.

If the investments had been valued at the closing price of December 31, 2009 on the relevant markets, the total investments would have amounted to JPY 18,138,765,507 resulting in total net assets of the Company of JPY 18,206,554,236 and a net asset value per unit of JPY 7,627 as at December 31, 2009.

NRGE TRADING LTD.

Statement of investments at December 31, 2009

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
Shares and rights			JPY	JPY	%
36,000	AIR LIQUIDE SA	EUR	387,892,911	397,341,855	2.20
48,170	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	288,207,618	284,010,184	1.57
45,520	APACHE CORP	USD	351,086,013	438,307,546	2.42
26,400	BAKER HUGHES INC	USD	184,282,769	99,035,064	0.55
144,110	BG GROUP PLC	GBP	317,861,981	240,008,975	1.33
85,970	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	381,242,525	305,875,937	1.69
1,669,780	BP PLC	GBP	2,121,714,868	1,477,797,606	8.17
498,600	CAIRN ENERGY PLC	GBP	166,333,691	240,111,206	1.33
23,520	CARBO CERAMICS INC	USD	89,687,809	150,482,799	0.83
1,167,350	CENTRICA PLC	GBP	397,298,140	478,827,876	2.65
204,450	CHEVRON CORP	USD	1,716,667,057	1,454,246,278	8.04
329,000	CHINA HIGH SPEED TRANS EQT GP LTD	HKD	50,467,631	72,848,151	0.40
532,000	CHINA OILFIELD SERVICES LTD -H-	HKD	64,024,507	57,950,568	0.32
1,288,000	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL -H-	HKD	96,352,700	103,887,278	0.57
752,000	CNOOC LTD	HKD	90,245,635	106,480,682	0.59
72,480	CONTINENTAL RESOURCES INC OK	USD	189,251,007	293,263,362	1.62
178,250	DRAGON OIL PLC	GBP	105,266,306	101,563,423	0.56
22,380	DRESSER RAND GROUP INC	USD	62,440,825	66,718,440	0.37
137,590	EDP RENOVAVEIS SA	EUR	136,779,855	121,293,083	0.67
431,680	ENI SPA	EUR	932,525,719	1,019,553,010	5.64
12,990	FLOWSERVE CORP	USD	86,889,724	115,673,329	0.64
18,100	FLUOR CORP	USD	95,156,095	76,002,904	0.42
24,350	FPL GROUP INC	USD	130,772,543	119,766,726	0.66
61,170	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	163,729,020	98,309,477	0.54
41,970	GAMESA CORP TECHNOLOGICA SA	EUR	103,662,418	65,316,546	0.36
46,860	HALLIBURTON CO	USD	103,790,724	127,955,152	0.71
714,840	HANSEN TRANSMISSIONS INT	GBP	155,794,591	109,799,022	0.61
56,860	HESS CORP	USD	291,980,792	320,212,694	1.77
124,440	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	USD	582,280,146	457,185,497	2.53
314,740	IBERDROLA RENOVABLES SA	EUR	137,581,298	138,522,239	0.77
250	INPEX CORPORATION (01605)	JPY	185,495,356	175,250,000	0.97
54,520	JOHNSON CONTROLS INC	USD	102,559,796	139,730,195	0.77
208,140	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	674,125,379	472,245,335	2.61
16,610	KOREA GAS CORPORATION	KRW	63,662,214	63,908,121	0.35
158,010	MARATHON OIL CORP	USD	793,664,392	455,769,159	2.52
18,400	MURPHY OIL CORP	USD	103,583,624	92,247,298	0.51
27,390	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	88,285,014	113,170,119	0.63
29,360	NEWFIELD EXPLORATION CO	USD	104,160,034	133,968,184	0.74
61,000	NGK INSULATORS LTD (05333)	JPY	103,332,317	123,220,000	0.68
86,410	NOBLE ENERGY INC	USD	548,932,255	572,520,415	3.17
75,260	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	429,901,831	569,225,916	3.15
110,000	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	BRL	92,206,808	98,340,873	0.54
14,300	PETROCHINA CO LTD -ADR-	USD	151,534,095	158,231,337	0.88
2,146,000	PETROCHINA CO LTD -H-	HKD	351,673,086	235,547,456	1.30
34,550	PETROLEO BRASILEIRO SA PREF -ADR-	USD	88,018,767	135,146,665	0.75

NRGE TRADING LTD.**Statement of investments at December 31, 2009 (continued)**

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Shares and rights (continued)			JPY	JPY	%
58,570	QUESTAR CORP	USD	181,443,552	231,208,259	1.28
390,330	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	1,547,514,669	1,089,743,845	6.03
19,350	SCHLUMBERGER LTD	USD	106,469,094	116,226,687	0.64
1,300	SGS SA -REG-	CHF	139,645,341	156,006,170	0.86
1,368,000	SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO L-H	HKD	62,059,221	58,338,771	0.32
30,260	SHAW GROUP INC	USD	95,016,303	81,902,660	0.45
37,360	SMITH INTERNATIONAL INC	USD	89,404,050	93,616,643	0.52
68,080	SOUTHWESTERN ENERGY CO	USD	158,008,380	309,579,355	1.71
99,800	STATOIL ASA	NOK	188,897,146	231,925,626	1.28
113,900	SUNCOR ENERGY INC	CAD	509,473,613	374,218,285	2.07
9,150	TAEWOONG CO LTD	KRW	59,103,473	54,256,661	0.30
130,220	TALISMAN ENERGY INC (USD)	USD	175,998,924	226,254,212	1.25
161,000	TOKYO GAS CO LTD (09531)	JPY	57,187,971	59,731,000	0.33
186,900	TOTAL SA	EUR	1,465,405,504	1,121,719,150	6.20
113,530	TULLOW OIL PLC	GBP	132,350,793	216,565,143	1.20
83,910	VALERO ENERGY CORP	USD	132,459,837	129,867,445	0.72
190,790	WEG SA	BRL	141,999,020	185,202,288	1.02
70,480	WELLSTREAM HOLDINGS PLC	GBP	63,225,915	54,850,154	0.30
116,500	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	180,042,540	228,710,797	1.27
132,190	WOOD GROUP (JOHN) PLC	GBP	61,213,336	59,539,971	0.34
43,765	WOODSIDE PETROLEUM LTD	AUD	204,323,378	170,366,292	0.95
3,647	WOODSIDE PETROLEUM RIGHT	AUD	0	1,574,098	0.01
360,000	XINAO GAS HLDGS LTD	HKD	58,472,313	84,758,466	0.48
Total Shares and rights			19,672,116,259	18,013,029,960	99.63
Total investments in securities			19,672,116,259	18,013,029,960	99.63

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Classification of investments**

NRGE Trading Ltd.

UNAUDITED

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Petroleum	31.68
	Electrical Eng & Elect Energy	3.30
	Energy & Public Utilities	1.94
	Conglomerates Energy Related	1.26
	Machine & Apparatus Construction	1.16
	Miscellaneous Services Energy Related	0.87
		40.21
United Kingdom		
	Petroleum	18.69
	Energy & Public Utilities	2.65
	Chemicals Energy Related	2.61
		23.95
France		
	Petroleum	6.20
	Chemicals Energy Related	2.20
		8.40
Italy		
	Petroleum	5.64
		5.64
China		
	Petroleum	3.08
	Energy & Public Utilities	0.79
	Machine & Apparatus Construction	0.40
		4.27
Canada		
	Energy & Public Utilities	2.07
	Petroleum	1.25
		3.32
Brazil		
	Petroleum	1.30
	Machine & Apparatus Construction	1.02
		2.32
Japan		
	Petroleum	0.97
	Electrical Eng & Elect Energy	0.68
	Energy & Public Utilities	0.33
		1.98

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.

Classification of investments (continued)

NRGE Trading Ltd.

UNAUDITED

Classification of investments by country and by economical sector (continued)

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Spain	Energy & Public Utilities	1.45
	Electrical Eng & Elect Energy	0.36
		1.81
Netherlands	Miscellaneous Services Energy Related	1.69
		1.69
Norway	Petroleum	1.28
		1.28
Australia	Petroleum	0.95
		0.95
Switzerland	Miscellaneous Services Energy Related	0.86
		0.86
Republic of Korea	Energy & Public Utilities	0.35
	Machine & Apparatus Construction	0.30
		0.65
Belgium	Miscellaneous Consumer Goods(Green)	0.61
		0.61
Hong Kong	Petroleum	0.59
		0.59
Saudi Arabia	Petroleum	0.56
		0.56
Portugal	Petroleum	0.54
		0.54
Total investments		99.63

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.



PricewaterhouseCoopers
P.O. Box 258
Strathvale House, George Town
KY1-1104, Cayman Islands
Telephone 345 949 7000
Facsimile 345 949 7352

**Independent Auditor's Report
To the Shareholders of NRG Trading Ltd.**

We have audited the accompanying financial statements of NRG Trading Ltd. (the "Company"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as of December 31, 2009 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors for the Financial Statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Continued...



Independent Auditor's Report to the Shareholders of NRGE Trading Ltd. (continued)

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as of December 31, 200, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

A handwritten signature in black ink that reads "PricewaterhouseCoopers" in a cursive, flowing script.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
June 8, 2010

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年4月末日現在)

資産総額	14,378,427,989円
負債総額	27,616,932円
純資産総額(-)	14,350,811,057円
発行済受益証券口数	1,825,726口
1口当たり純資産価格(/)	7,860円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグL-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済クラス受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は追補信託証書に記載されている。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、446,220ユーロ（約5,434万円）で、平成23年4月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ（約3,019円）の記名式株式18,000株を発行済である。

過去5年間、管理会社の資本金に増減はなかった。

平成18年4月末日～平成23年4月末日	資本金額：446,220ユーロ
---------------------	-----------------

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は適法に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、再任されるか後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。また、取締役会および株主総会の議事録の保管に責任を負う秘書役を選任することができる。秘書役は取締役である必要はない。取締役会は、会長または取締役2名が招集し、招集通知に記載された場所において開催される。取締役会は管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面または電報により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、テレファックスまたは代理権を証明することができるその他の電磁的方法により、別の取締役を取締役に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき書面決議はまた、各取締役および全取締役の署名がされた決議を含む一つもしくはいくつかの書類によって構成される。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき適式に設立され有効に存続し、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年商事会社法に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年商事会社法は、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。2010年法第16章に基づき、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社は、2010年法第125条に定められる意味における投資信託の管理を行うことを目的とする。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を管理することを要する。管理会社は、投資信託の運営および管理に関連する業務を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益と考えられるあらゆる活動を行うことができる。管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにサブ・ファンド資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行う

ことができる。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委託する権限を有する。ただし、管理会社は上記の委託先が信託証書に定める規定を遵守することを確保すること、管理会社は委託先が犯した作為または不作為に関して、管理会社自身の作為または不作為として、引き続き責任を負うことを条件とする。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドに關係する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社は、平成23年4月末日現在、19本のファンドを管理および運営している。

管理会社が管理および運営しているファンドは以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	カナダ・ドル建： 40,986,626カナダ・ドル
		ユーロ建： 324,720,803ユーロ
		米ドル建： 2,605,236,512米ドル
		日本円建： 319,007,180,332円
		ニュージーランド・ドル建： 983,316,771ニュージーランド・ドル
		豪ドル建： 1,754,120,155豪ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	3本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、16本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・オーディット・サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.77円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社の本国における独立監査人は、平成21年3月31日付で、プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルからケーピーエムジー・オーディット・サールに変更されている。管理会社の会計年度は、平成22年以降、4月1日に始まり翌年の3月末日に終了する1年に変更された。なお、経過措置として、平成21年1月1日に開始した会計年度は、平成22年3月31日に終了した。
- e. 管理会社は、その商号を、平成23年4月1日付で「トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.）」から「S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）」に変更した。

(1)【貸借対照表】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2010年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2010年3月31日		2008年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売上および役務提供により					
生じた売掛金 / 債権					
1年以内に支払期限の到来するもの	3	535,040	65,152	1,138,620	138,650
- 現金および預金		2,314,567	281,845	2,213,831	269,578
資産合計		2,849,607	346,997	3,352,451	408,228
負債					

資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	54,336	446,220	54,336
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	5,434	44,622	5,434
特別納税引当金	6,7	194,450	23,678	194,450	23,678
任意積立金	7	735,145	89,519	726,313	88,443
		<u>974,217</u>	<u>118,630</u>	<u>965,385</u>	<u>117,555</u>
- 当期純利益		<u>487,565</u>	<u>59,371</u>	<u>458,833</u>	<u>55,872</u>
		<u>1,908,002</u>	<u>232,337</u>	<u>1,870,437</u>	<u>227,763</u>
負債引当金および費用引当金					
- 納税引当金	9	533,840	65,006	490,949	59,783
債務					
- 購入債務および役務引当金					
1年以内に支払期限の到来するもの		3,000	365	7,822	952
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	10	404,765	49,288	983,243	119,730
		<u>407,765</u>	<u>49,654</u>	<u>991,065</u>	<u>120,682</u>
負債合計		<u>2,849,607</u>	<u>346,997</u>	<u>3,352,451</u>	<u>408,228</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ 損益計算書

2009年1月1日から2010年3月31日までの期間

(単位：ユーロ)

	注	2009年1月1日から 2010年3月31日までの 期間		2008年3月1日から 2008年12月31日までの 期間	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
		費用			
その他の未払利息および類似費用		23,487	2,860	-	-
その他の営業費用	8.2	2,741,906	333,882	4,219,185	513,770
法人所得税	9	193,136	23,518	193,188	23,525
		<u>2,958,529</u>	<u>360,260</u>	<u>4,412,373</u>	<u>537,295</u>
当期純利益		<u>487,565</u>	<u>59,371</u>	<u>458,833</u>	<u>55,872</u>
費用合計		<u>3,446,094</u>	<u>419,631</u>	<u>4,871,206</u>	<u>593,167</u>
収益					
純売上高	8.1	3,431,141	417,810	4,759,574	579,573
その他の未収利息および類似収益		14,953	1,821	111,632	13,593
		<u>3,446,094</u>	<u>419,631</u>	<u>4,871,206</u>	<u>593,167</u>
収益合計		<u>3,446,094</u>	<u>419,631</u>	<u>4,871,206</u>	<u>593,167</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2009年1月1日から2010年3月31日までの期間

注1．事業活動

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2002年12月20日法の第91条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けすることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法第14章の制限の範囲内とされる。

当社は2010年3月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興トラスト、日興グローバル・ファンズ、日興グローバル・ファンズ（定期分配）、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズおよび日興ワールド・トラストの19の投資信託を管理・運用している（2008年12月31日現在：19）。

2009年11月26日に開催された臨時株主総会で、会計年度末を12月31日から3月31日に変更することが決定された。その結果、本年次財務書類における会計期間は、2009年1月1日から2010年3月31日である。損益勘定の比較数値については、2008年12月31日終了会計期間は10か月間の事業活動を対象としているのに対し、2010年3月31日終了会計期間の損益勘定は15か月であるため、注意が必要である。

注2．重要な会計方針

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれ

か低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3 債権

2010年3月31日および2008年12月31日現在の債権は、未収管理報酬である。

注4 払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注5 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。10%の上限は達成された。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注6 特別納税引当金

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注7 資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金	特別納税 引当金	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2008年12月31日現在残高	446,220	44,622	726,313	194,450	458,833
損益の繰入額	-	-	458,833	-	(458,833)
支払配当金	-	-	(450,000)	-	-
振替額	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	487,565
2010年3月31日現在残高	446,220	44,622	735,145	194,450	487,565

2009年3月31日に開催された年次株主総会は、2008年12月31日に終了した年度の利益処分を承認し、2009年4月9日の配当落ち日における1株当たり25ユーロの金額による配当の支払を決議した。

注8．純売上高およびその他の営業費用

8.1 純売上高

	2009年1月1日から 2010年3月31日までの期間 ユーロ	2008年3月1日から 2008年12月31日までの期間 ユーロ
受領管理報酬	3,431,141	4,666,786
受領実績報酬	-	92,788
	<u>3,431,141</u>	<u>4,759,574</u>

8.2 その他の営業費用

	2009年1月1日から 2010年3月31日までの期間 ユーロ	2008年3月1日から 2008年12月31日までの期間 ユーロ
払戻し投資顧問および 販売会社報酬	2,692,233	4,101,497
払戻し実績報酬	-	90,661
その他の費用	49,673	27,027
	<u>2,741,906</u>	<u>4,219,185</u>

2010年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興リアル・アセット・ファンド、日興トラストおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスペリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、日々計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎日計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から、当該期間のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.005%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド(毎月分配型)、日興オフショア・ファンズ - 日興アクサ・ローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、12,639,794円(92,788ユーロ)であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。2010年3月31日に終了した期間において、ファンドから当社に対して実績報酬は支払われていない。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。しかし、2009年3月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(米ドル)からの管理報酬のすべての支払が停止されており、また、2009年12月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(米ドル)からの管理報酬のすべての支払が停止されている。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、日興グローバル・ファンズ(定期分配)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.36%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35%の年次報酬を払戻す。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て)/ (円ヘッジあり)から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

2009年2月6日まで、当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

2009年2月6日以降、当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を受領する権利を有する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

注9．税金

当社は複数の投資信託の管理を行っており、そのため税務当局により、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象の会社と考えられている。

税金負債は、貸借対照表上で「負債引当金および費用引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税および都市事業税については2005年まで（同年を含む。）、ならびに純資産税については2006年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注10．その他の債務

2010年3月31日および2008年12月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2010年3月31日	2008年12月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	245,739	599,179
未払販売報酬	159,026	384,064
	<hr/>	<hr/>
	404,765	983,243

[次へ](#)

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2010**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2010 EUR	December 31, 2008 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors/claim resulting from sales and the provision of services			
- becoming due and payable within one year	3	535 040	1 138 620
- Cash at bank		2 314 567	2 213 831
Total assets		2 849 607	3 352 451

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2010 (cont.)**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2010 EUR	December 31, 2008 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. special tax reserve	6, 7	194 450	194 450
. free reserve	7	735 145	726 313
		974 217	965 385
- Profit for the financial period		487 565	458 833
		1 908 002	1 870 437
Provisions for liabilities and charges			
- Provision for taxation	9	533 840	490 949

Creditors

- Debts on purchases and provisions of services			
. becoming due and payable within one year		3 000	7 822
- Other creditors			
. becoming due and payable within one year	10	404 765	983 243
		<u>407 765</u>	<u>991 065</u>
Total liabilities		<u>2 849 607</u>	<u>3 352 451</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Profit and loss account for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010**

(expressed in euro)

	Note(s)	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
CHARGES			
Other interest payable and similar expense		23 487	-
Other operating charges	8.2	2 741 906	4 219 185
Income tax	9	193 136	193 188
		<u>2 958 529</u>	<u>4 412 373</u>
Profit for the financial period		<u>487 565</u>	<u>458 833</u>
Total charges		<u>3 446 094</u>	<u>4 871 206</u>
INCOME			
Net turnover	8.1	3 431 141	4 759 574
Other interest receivable and similar income		14 953	111 632
		<u>3 446 094</u>	<u>4 871 206</u>
Total income		<u>3 446 094</u>	<u>4 871 206</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 1 - Activity

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 91 of the law of December 20, 2002) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 14 of Luxembourg law of December 20, 2002 on undertakings for collective investment.

The Company manages at March 31, 2010, 19 investment funds (19 investment funds at December 31, 2008): Nikko Money Market Fund, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Trust, Nikko Global Funds, Nikko Global Funds (Periodic Distribution), Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05, Nikko Activist Fund 2005-08, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds and Nikko World Trust.

The Extraordinary Shareholders Meeting held on November 26, 2009 decided to change the accounting year-end from 31 December to 31 March. As a consequence, the financial period presented in these annual accounts is from January 1, 2009 to March 31, 2010. Attention is drawn on comparative figures of the profit and loss accounts since the financial period ended December 31, 2008 covered 10 months of activities while profit and loss account for the financial period ended March 31, 2010 covered 15 months of activities.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than Euro (“EUR”) are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

2.1 Foreign currency translation (cont.)

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at

historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at March 31, 2010 and December 31, 2008 represent management fees receivable.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 5 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital. The limit of 10% was reached.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 6 - Special tax reserve

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Wealth Tax was reduced.

Note 7 - Capital and reserves

Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Result for the year
---------	------------------	-----------------	------------------------	------------------------

	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at December 31, 2008	446 220	44 622	726 313	194 450	458 833
Allocation of the result	-	-	458 833	-	(458 833)
Dividend distributed	-	-	(450 000)	-	-
Transfer	-	-	-	-	-
Result for the financial period	-	-	-	-	487 565
Balance at March 31, 2010	446 220	44 622	735 145	194 450	487 565

The Annual General Meeting of Shareholders held on March 31, 2009 approved the allocation of the result for the year ended December 31, 2008 and resolved to pay a dividend amounting to EUR 25 per share with ex-date April 9, 2009.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 8 - Net turnover and other operating charges

8.1 Net turnover

	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
Management fees received	3 431 141	4 666 786
Performance fees received	-	92 788
	<u>3 431 141</u>	<u>4 759 574</u>

8.2 Other operating charges

	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
Advisory and Distributor fees paid back	2 692 233	4 101 497
Performance fees paid back	-	90 661
Other expenses	49 673	27 027
	<u>2 741 906</u>	<u>4 219 185</u>

The related applicable fees rates as at March 31, 2010 are as follows:

The Company receives from Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Real Asset Fund, Nikko Trust and Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average

net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 8 - Net turnover and other operating charges (cont.)

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee at the rate of 0.005% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution), Nikko Offshore Funds - Nikko AXA Rosenberg Japan Long Short Equity Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended December 31, 2008 amounts to JPY 12 639 794 (EUR 92 788). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund. No performance fee was paid to the Company by the fund for the period ended March 31, 2010.

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly. But all payments of management fees from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (US\$) for the period ended March 31, 2009 and until further notice have been suspended and all payments of management fee from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (US\$) for the period ended December 31, 2009 and until further notice have been suspended.

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company receives from Nikko Global Funds (Periodic Distribution) an annual management fee of 0.36% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.35% in total.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 8 - Net turnover and other operating charges (cont.)

The Company receives from Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund, Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund and Nikko World Trust - New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

Up to February 6, 2009, the Company received from Nikko Money Market Fund, an annual management fee of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant quarter. The fee was payable quarterly.

Since February 6, 2009, the Company is entitled to receive annual management fee from Nikko Money Market Fund calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

(a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and

(b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

Note 9 - Taxation

The Company manages more than one investment fund and is therefore considered by the tax authorities as a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provision for liabilities and charges" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2005 for income and municipal business tax, and 2006 for net worth tax.

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2010 and December 31, 2008 is analysed as follows:

	March 31, 2010	December 31, 2008
	EUR	EUR
Advisory fees payable	245 739	599 179
Distribution fees payable	159 026	384 064
	<u>404 765</u>	<u>983 243</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成23年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 121.77円）を使用し、て換算された円貨換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2010年9月30日現在
(単位：ユーロ)

	2010年9月30日		2010年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
未収管理報酬	465,006.20	56,624	531,290.34	64,695
前払費用（CSSFへの年会費）	1,249.92	152	3,749.76	457
現金預金	2,141,154.40	260,728	2,314,567.20	281,845
資産合計	2,607,410.52	317,504	2,849,607.30	346,997
負債				
特別納税引当金	239,650.00	29,182	194,450.00	23,678
引受済資本金	446,220.00	54,336	446,220.00	54,336
法定準備金	44,622.00	5,434	44,622.00	5,434
任意積立金	4,454,374.20	542,409	4,012,009.30	488,542
資本金および準備金	5,184,866.20	631,361	4,697,301.30	571,990
株主配当金	(3,726,863.99)	(453,820)	(3,276,863.99)	(399,024)
未収ノ未払監査報酬	16,196.25	1,972	3,000.00	365
未払顧問報酬	195,029.94	23,749	245,738.65	29,924
未払販売報酬	126,364.10	15,387	159,026.41	19,365
納税引当金	569,807.31	69,385	533,840.02	65,006
債務	(2,819,466.39)	(343,326)	(2,335,258.91)	(284,364)
当期利益	242,010.71	29,470	487,564.91	59,371
負債合計	2,607,410.52	317,504	2,849,607.30	346,997

(2) 損益の状況

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2010年9月30日に終了した6か月間

(単位:ユーロ)

	2010年9月30日		2010年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
管理報酬	1,089,479.10	132,666	3,431,140.87	417,810
預金利息	2,977.51	363	14,953.09	1,821
実現外国為替益	0.00	0	0.00	0
収益合計	1,092,456.61	133,028	3,446,093.96	419,631
費用				
当期利益	242,010.69	29,470	487,564.89	59,371
税金	96,065.29	11,698	193,135.75	23,518
その他の専門家費用	748,483.88	91,143	2,741,906.66	333,882
実現外国為替損	5,896.75	718	23,486.66	2,860
費用合計	1,092,456.61	133,028	3,446,093.96	419,631

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、シリーズ・ユニット・トラストのために管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資家は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問サービス、仲介サービスの提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供するサービスと同様のサービスを第三者に提供することができるが、かかるサービスから得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とファンド取引を行うことができ、その場合、通常の総合サービス料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアまたは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払いを行う代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または間接的な金銭の支払いは含まれない。

受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができるほか、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

利害関係者は、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で受託会社に代わって利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

（2）営業譲渡または営業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契

約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) メイプルズ・エフエス・リミテッド(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

平成23年4月末日現在、500,000米ドル(約4,104万円)

(注)米ドルの円換算額は便宜上、平成23年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=82.08円)による。以下同じ。

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2009年改正)に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」および「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

平成23年4月末日現在、90,154,448ユーロ(約110億円)

(ロ) 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで昭和49年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、またS M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

(3) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

(イ) 資本金の額

平成23年4月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4) ロックフェラー・アンド・カンパニー・インク(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

平成23年4月末日現在、1,366,000米ドル(約1億1,212万円)

(ロ) 事業の内容

投資運用会社は、デラウェア州法に基づき設立されたニューヨークを本拠地とする会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問として登録されているニューヨークの会社である。投資運用会社の株主、経営および事業に関する詳細はフォームADVに記載されており、その写しは請求により適格投資家に提供される。

2【関係業務の概要】

(1) メイプルズ・エフエス・リミテッド

受託会社は、信託証書に基づき、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関して管理事務、登録および名義書換業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、サブ・ファンドの業務を行い、サブ・ファンドの会計記録を維持し、サブ・ファンドの純資産価格の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに評価といった業務が含まれる。

(3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行う。

(4) ロックフェラー・アンド・カンパニー・インク

投資運用会社は、サブ・ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。投資運用会社は、投資運用契約に基づき、サブ・ファンドの資産の運用に関する責任を委任されている。

投資運用会社は、米国ニューヨーク州の法律に基づいて設立された。

投資運用契約および信託証書により、投資運用会社およびその関係会社、ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、故意の失当行為、詐欺または重過失がない限り、サブ・ファンドに関する作為、不作為に係る責任から免責される。投資運用会社の故意の失当行為、詐欺または重過失による場合を除き、管理会社は、投資運用会社または投資運用契約に基づく義務または職務を履行しているその取締役、役員、従業員にまたは関連会社に課されるか、生じるか、または主張される一切の債務、責任、損失、損害、違約金、訴訟、判決、費用、報酬（合理的な弁護士報酬を含む）またはあらゆる種類または性質の出費につき、サブ・ファンドの資産により投資運用会社に対して補償する。投資運用会社は、サブ・ファンドのために何らかの取引を行うために投資運用会社によって誠実に選任されたいかなるブローカーまたはエージェントによる作為、不作為または支払能力について責任を負わないものとする。

投資運用会社は、投資運用契約に定めるその他の状況において、60日前に管理会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約を解約することができる。

投資運用会社は、サブ・ファンドの投資運用会社の資格で行為し、別途締結されるライセンス契約に定められた条項に従う限りにおいて、管理会社およびサブ・ファンドに対して、サブ・ファンドに関連して「ロックフェラー」という名称およびマークの限定的な使用権を付与している。

投資運用会社ならびにその取締役、役員、従業員および関連会社は、サブ・ファンドと利益が相反する可能性のある、別の金融、投資または専門的活動に従事することができる。また、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的と類似するかまたは重なり合う投資目的を有する別の投資ファンドまたはクライアントに対する助言業務に従事することができる。さらに、投資運用会社は、サブ・ファンドに対して提供するのと同様のサービスを第三者に提供することができ、かかるサービスの提供により収益を得たことにより責任を問われることはないものとする。投資運用会社は、利益の相反が生じた場合には、公正に解消するよう努めるものとする。投資運用会社は、サブ・ファンドを含む異なる複数のクライアント間における投資機会の配分に関しては、利益の相反に直面する可能性があるが、かかる状況における投資機会が公正に配分されるようにするものとする。

ブローカー・ディーラーは、投資運用会社の方針に従って、評判、財務状態、最良執行を遂行する能力ならびにリサーチ・サービスの性格およびクオリティを基準として選定されるが、同様のサービスを提供する他の業者と比べて報酬体系に競争力があると認められる場合に限られる。かかるサービスには、当該業者のリサーチ・アナリストへのアクセス、インダストリー・コンファレンスへの参加、第三者のサービス（気配値提供システムおよびソフトウェア、企業収益予測の編集、開示情報レポート・サービス、書籍およびリサーチの出版、コンサルティング・サービスなど）によるソフト・ダラーの提供などの直接的なサービス

が含まれる。ブローカーによって提供されるリサーチ・サービスは、投資運用会社のすべてのクライアント一般の利益のために利用することが可能であり、かかるサービスを提供している特定のブローカーに対して報酬を支払っているクライアントに対してのみ利用されるものではない。

3【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(2009年改訂)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法(2009年改訂)、会社管理法(2003年改訂)または地域会社(管理)法(2007年改訂)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2010年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,486であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法(2009年改訂)(以下「投信法」という。)は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2010年改訂)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う

一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

（b）かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（a）投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5 . 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいず

れかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合、
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合、
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合、
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合、
- (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合、

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2010年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2010年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2009年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために(受益者と称する。)投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(2010年改訂)である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法(2010年改訂)により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2002年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供する

ように指示できる。

- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - （c）第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - （b）投資信託が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。

- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
 - (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または

統計的なものである場合。

- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せず受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2010年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項） 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）.7項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法（2010年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の

送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
- (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託

の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。

- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

当計算期間において、サブ・ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成22年6月30日 有価証券届出書 / 有価証券報告書

平成22年9月30日 半期報告書 / 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年3月31日 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

【別紙 A】

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書中で別途定義されている用語以外の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年12月31日または管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がサブ・ファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人もしくは法人をいう。
営業日	ニューヨーク、ルクセンブルグおよびケイマン諸島で銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日（土曜日および日曜日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
券面	サブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からサブ・ファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がサブ・ファンドに関連して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
分配日	各分配基準日の後4営業日目、または管理会社がサブ・ファンドに関して決定する各年のその他の日をいう。
分配期間	前分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
分配基準日	管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定する各年のいずれかの日もしくはその他の日をいう。

販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または追補信託証書に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	(a) () 米国人、() ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非移住法人を除く。)、または() () もしくは() 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
投資対象	個人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券またはその他の商品(派生商品を含む。)、またはローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金(定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含む。)をいう。
投資運用契約	管理会社がファンドに関連して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクをいう。
発行日	すべての営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
発行価格	「申込(販売)手続等」の項に記載される価格をいう。
日本	日本、日本の領土および属領をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。

純資産総額	サブ・ファンドの受益証券に関して、サブ・ファンドの信託財産(場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部)に含まれるすべての資産の額からサブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債(場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する負債)の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、追補信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人が関係する基準通貨で計算する。
受益証券1口当たり純資産価格	サブ・ファンドの基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、サブ・ファンドの信託財産の純資産価額を発行されているサブ・ファンドの受益証券の口数で除して計算され、英文目論見書に異なる定めがない限り、四捨五入して小数第2位まで算出される。当サブ・ファンドでは1円単位まで算出される。
基準通貨	サブ・ファンドに関する受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	各サブ・ファンドの信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ファンド規則	ミューチュアル・ファンド法(2009年改正)-一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)をいう。
買戻日	各週の最終営業日または管理会社が決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	サブ・ファンドの証券に関する買戻請求の通知をいう。
買戻価格	「買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で平成18年2月1日に作成された基本信託証書(改訂済)および平成18年8月1日に作成された追補信託証書に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである日興オフショア・ファンズ-日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド SM をいう。
サブ・ファンド決議	(a)サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
取得申込通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。

一時停止	管理会社または受託会社の決定に従って、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行および/または買戻しを停止することをいう。
信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、受益証券の発行手取金および追補信託証書に基づいて各サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	メイブルズ・エフエス・リミテッド、または追補信託証書に定める規定に従って各サブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および属領をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または (b) すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
米ドル	米国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。() 米国に居住する自然人、() 米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、() 遺言執行者または遺産管理人が米国人である遺産、() 受託者が米国人である信託、() 米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、() 米国人の利益のためにディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定（遺産または信託を除く。）、() 米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定（遺産または信託を除く。）、および() パートナーシップまたは法人で（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（B）米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、遺産または信託以外の適格投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）。
評価日	各営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

日本円

日本の法定通貨をいう。

【別紙 B】

当ファンドの特長

1. 世界中から厳選したエネルギー関連の株式を中心に投資を行いつつ、グローバル債券にも投資を行います。さらにヘッジファンドにも適宜分散投資を行うことで、長期的な元本の維持および合理的な成長を目指します。

・全ての資産をECBトレーディング・リテッドを通じて投資します。

・株式部分においては、石油、天然ガスなどのエネルギー資源の調査及び生産、製薬、サービスに加え、風力や太陽光などの再生可能エネルギーなど、これらに関連する企業の株式に投資を行います。

・市場環境に資して、ヘッジファンドにも適宜分散投資を行うことで、長期的な投資対象を補充し、より魅力的な収益見直しをもたらすことを目指します。

2. 当ファンドの運用は、米国におけるファミリーオフィス[※]の名門、ロックフェラー・アンド・カンパニー社の運用部門が担当します。

・運用を担当するロックフェラー・アンド・カンパニー・インク以下、「ロックフェラー・アンド・カンパニー社」といいます。100年以上前にロックフェラー家の資産運用を目的として創設されたファミリーオフィスの老舗会社です。

[※]ファミリーオフィス

とは私的資産家や富裕層が、プライベートで資産を管理する「ファミリーオフィス」の形態で、通常は公的機関や銀行、証券会社などから購入した株式や債券、不動産、アート、プライベート・エグジット・ファンドとプライベート・クォークの資産を管理して運用を行う投資家です。

当ファンドについて

投資方針

グローバル株式…下記のポイントに着目して、銘柄を厳選します。

- ・エネルギー産業の総合
- ・エネルギー産業の設備および建設
- ・エネルギー技術およびサービス
- ・質とコストの両方を重視するエネルギー
- ・代替資源エネルギー（バイオ燃料、水素、風力、地熱発電）
- ・原子力と核融合技術（原子力発電、原子力発電所）

グローバル債券…価格変動が大きい場合に安定性を確保するために投資を行います。

ファンドオブ・ヘッジファンズ…主に代替的投資戦略を対象とするファンドオブ・ヘッジファンズへ投資を行います。

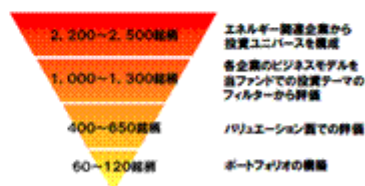
※この投資方針は次のものを対象とします：イベント・ドリフト、CBアービトラージ、ストラテジック・アライアンス（絶対的優先権）、デリスリストラクチャー（破産清算）、ハイブリッド債券、エマーゼンダ株式、モーゲージ証券、株式ロングショート、コモディティ、先物及びオプションなど

銘柄選定プロセス

(グローバル株式)

参考資産配分比率

グローバル株式(世界株式および関連証券)など:
50~100%
グローバル債券(現金を含む)など:0~50%
ファンドオブ・ヘッジファンズなど:0~50%
(流動性の低い証券の場合は15%を超えません。)



ファンドの実際の資産配分は市場環境や投資の意思により異なり市場の状況に応じて変動しますが、各年の実績は特定の期間を基準としてお知らせしません。分散投資の資産配分も市場環境や投資の意思により異なり市場の状況に応じて変動しますが、実際のポートフォリオの流動性比率も市場環境や投資の意思により異なります。

独立監査人の監査報告書

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSMの受益者各位

私どもは、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM (日興オフショア・ファンズのサブ・ファンド) (以下「サブ・ファンド」という。)の添付の財務書類、すなわち2010年12月31日現在の純資産計算書および投資明細表、ならびに同日をもって終了する会計年度の損益および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報について監査を行った。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、真正かつ適正な外観を与える財務書類の作成および、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成するために、受託会社が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2010年12月31日現在のサブ・ファンドの財政状態および同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ適正な概観を与えている。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

2011年5月19日

Independent Auditor ' s Report

To the Unitholders of Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM (the " Series Trust ") (a Series Trust of Nikko Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 December 2010, and the statement of operations and changes in net assets, for the year

then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Trustee for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation of financial statements that give a true and faire view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at 31 December 2010, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCooper
19 May 2011

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位
ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

2009年3月31日付の株主総会による任命を受けて、我々は、2010年3月31日現在の貸借対照表、2009年1月1日から2010年3月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2010年3月31日現在の財政状態および2009年1月1日から2010年3月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2010年5月31日

ケーピーエムジー・オーディット サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.
9A, Rue Robert Stumper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D ' ENTREPRISES AGREE

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated March 31, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2010 and the profit and loss account for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the RØviseur d ' Entreprises agrØØ

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the RØviseur d ' Entreprises agrØØ, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the RØviseur d ' Entreprises agrØØ considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2010, and of the results of its operations for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 31, 2010

KPMG Audit S. à r.l.
Cabinet de rØvision agrØØ

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSMの受益者各位

私どもは、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（日興オフショア・ファンズのサブ・ファンド）（以下「サブ・ファンド」という。）の添付の財務書類、すなわち2009年12月31日現在の純資産計算書および投資明細表、ならびに同日をもって終了する会計年度の損益および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記について監査を行った。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠したこれらの財務書類の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類の作成および適正な表示に関連した内部統制の設計、運用および整備、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に照らして合理的である会計上の見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、受託会社が採用した会計方針の適切性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2009年12月31日現在のサブ・ファンドの財政状態および同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ適正な概観を与えている。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2010年6月8日

Independent Auditor ' s Report

To the Unitholders of Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM (" the Series Trust ") (a Series Trust of Nikko Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2009 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Trustee for the financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor 's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor 's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity 's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity 's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as of December 31, 2009, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

June 8, 2010

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

我々は、2008年12月31日現在の貸借対照表、2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年12月31日現在の財政状態および2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2009年3月31日

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル
監 査 人
代 表

ローラン・マークス

PricewaterhouseCoopers
Soci t    responsabilit  limit e
R viseur d'Entreprises
400, route d ' Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor ' s report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008, the profit and loss account for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the " Institut des R viseurs d ' Entreprises ". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of December 31, 2008, and of the results of its operations for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.   r.l
R viseur d ' entreprises
Represented by

Luxembourg, March 31, 2009

Laurent Marx

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。